

I さくら会基本理念

さくら会は、保健・医療・福祉の新しいあり方を創造する社会福祉法人として、積極的な活動姿勢をもって、21世紀を代表するいきいきとした施設環境づくり、心のこもった質の高いサービスの提供とともに、地域社会に開かれた運営をめざします。

- 「老人保健施設」「安心の住まい」「在宅介護支援施設」などの高齢者のための施設運営を通じ、それぞれの人々が、その人らしく生活する姿勢を尊重し、そのために必要な生活サポート（支援）を行います。
- 「利用者」を「お客様」と位置づけ、奉仕の心、福祉の心を大切に、効率的な運営を図りつつ利用者に選ばれる質の高いサービスを追求します。
- 品川区および医師会などとの連携を生かし、信頼性の高いサービスを安定的に提供します。
- 地域とともに成長する法人として、ボランティアの方々にもやりがいをもって参加、活動してもらえ、地域に開かれた運営を展開します。

II 平成27年度さくら会運営計画

さくら会は、平成12年度の介護保険法のスタートと同時に事業を開始し、本年度で16年目を迎えます。

さくら会は医療系の事業所である介護老人保健施設、訪問看護ステーションを始め、在宅系の事業所である訪問介護、通所介護、地域密着型多機能ホーム、住宅系の事業所であるケアホーム、サービス付き高齢者向け住宅を運営しております。

本年度は介護報酬改定の時期に当たり、改定率が平均2.27%のマイナスとなります。これは、さくら会のみならず介護業界全体にとっても減収が予測され、事業運営に大きな影響を与えることは必至です。本年度は、さくら会の運営を維持するために、ケアセンター南大井を始め各事業の稼働を向上していく事が欠かせなくなります。

また、予防給付から総合事業への移行も実施されます。それに関連して、さくら会は昨年度、品川区より「地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業」を区内唯一の法人として受託し、介護予防事業の見直しに向けた準備を行ってまいりました。この事業は本年度も継続してさくら会で受託する予定です。

介護報酬のマイナス改定により、経営的には厳しくなる状況ではありますが、「利用者には選ばれる質の高い生活支援をする」という、さくら会の基本理念に立ち返って、職員の行動規範のさらなる向上を目指してまいります。

一方、西五反田事業部においては、今年度の事業部目標として「新しい見方・考え方から行動を変革し、納得・満足・継続を実現しよう」というテーマを掲げました。全体としては地域包括ケアの推進に向けた介護報酬改定を受け、介護サービス提供体制毎での見直しが図られるとともに、認知症ケアや看取りケアの一層の推進をはじめ、複合施設の特性を活かした効率の良い運営が求められることとなります。短期から中期的な視点も大切にしながら、各事業所とも今までのやり方や手法だけにとらわれない新しい見方や考え方で、ご家族はもとより更に地域の方々の「納得」を得て、ご入居者・ご利用者の「満足」を頂き、「継続」して事業の健全性を向上させ、運営の安定化に努めてまいります。

1 平成27年度基本テーマ

南大井事業部

- (1) その人らしい在宅生活を支援するため、各部門が連携し利用者には選ばれる質の高いサービスの提供をめざします。そのために、部門ごとに利用者のサービス計画を作成し、具体的なサービス向上の取り組みを行い評価します。
- (2) 介護保険制度の改正による影響を極力プラスにできるよう事業内容を検討し、南大井事業部全体での経営の安定化を目指します。
- (3) 今後予想される社会福祉法人改革の方向に合わせてすでに公開している事業の運営状況や財務状況などをさらに充実するとともに、新たな社会貢献活動に取り組み、開かれた法人としてご利用者や地域の方々の信頼を得られる事業運営を目指します。
- (4) 法令遵守の実効性を確かなものにするため、事業運営の適正化を図るとともに、業務管理体制と計画的な監査体制の整備に着手します。西五反田事業部と連携しながら本部の会計業務と請求業務などのOA化を引き続き進めます。
- (5) 法人理念を具現化するための研修制度である「人材育成のあり方」を、定着させるとともに、人権擁護と虐待防止に関する研修を強化します。また、主任・係長昇任時における職層研修を充実し、組織の根幹となる人材の育成に努めます。
- (6) 地震災害に備えるため、備蓄品や資機材の確保に努めるとともに、震災対応マニュアルに基づいた訓練等によって内容を検証し、より一層実態に即した対策を構築していきます。

西五反田事業部

- (1) 在宅・施設サービスとも入居者・利用者には選ばれる質の高いサービスの提供はもとより、各部門とも地元町会との一層の連携を深めながら地域貢献を図るとともに、新設の近隣高齢者施設とも互いに協力し合うことで更なる地域の介護サービス向上を目指します。
- (2) 介護保険改正を踏まえた部門毎の事業計画を受けて、引き続き月毎の実績収入と支出に対する計画対比等「全職員への見える化」を毎月継続し、事業部全体として経営意識を更に高め、計画通りの収支差額を確保することにより、一層の経営の安定化を進めます。

(3) 「建物維持管理の効率化」については、昨年度実施した震災以降の光熱費の高騰に対応した経費削減策が実行に移るとともに、建物修繕項目の優先順位付けによる計画修繕を実施してまいります。

(4) 「防災・震災対策の強化」については、昨年度実施した所轄消防署との合同訓練による個別の避難指示・方法についても再確認と検証を受けて、南大井事業部とも連携して、今年度も地震災害をはじめとする想定訓練を実施し災害に強い施設づくりを目指します。

(5) 「感染症防止対策の徹底」については、昨年度、感染対策マニュアルの見直し行なうとともに引き続き研修活動を通じて職員への徹底を図り、通年において全部門での安全な施設運営を行います。

- ・ケアホーム西五反田 96%
- ・西五反田在宅サービスセンター 81%
- ・西五反田ヘルパーステーション 11,400件

2 会議

法人全体

- (1) 理事会（4回） 5月、12月、3月、他適宜
- (2) 評議員会（3回） 5月、12月、3月
- (3) 第三者委員を交えた苦情解決・サービス向上委員会（2回） 5月、11月
- (4) 地域包括ケア推進プロジェクト 毎月 1回

南大井事業部

- (1) 運営会議 四半期毎 1回
- (2) 苦情解決・サービス向上委員会 毎月 最終火曜日
- (3) 感染予防対策委員会 四半期毎 1回
- (4) 安全衛生委員会 毎月 1回
- (5) 所長会 毎週 1回火曜日
- (6) 給食委員会 毎月 第4金曜日
- (7) 防災委員会 毎月 1回

西五反田事業部

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 運営会議 | 毎月 第4木曜日 |
| (2) 苦情解決・サービス向上委員会 | 毎月 第4水曜日 |
| (3) 感染対策委員会 | 毎月 第2水曜日 |
| (4) 安全衛生委員会 | 毎月 第4水曜日 |
| (5) 運営連絡会 | |
| • 施設系連絡会 | 毎月 第1水曜日 |
| • 在宅系連絡会 | 毎月 第3水曜日 |
| • 主任連絡会 | 毎月 第4水曜日 |
| (6) 給食委員会 | 毎月 第2水曜日 |
| (7) 防災委員会 | 毎月 第4水曜日 |

Ⅲ 中期経営計画

利用者サービスの向上と法人の安定経営を目指し、平成27年度より3か年を期間とする中期経営計画を進めてまいります。

主な項目

1 利用者サービスの向上

介護保険法の改定の趣旨を踏まえ、部門ごとに地域での機能と役割を果たすために、利用者サービス向上のための具体的方策を定め計画的に進めます。

2 人事考課の円滑な運営による処遇改善と組織の強化

『役割等級制度』等に基づき、職種や役割にふさわしい職員給与体系と人事考課制度や目標管理による『評価制度』を定着させます。また、新たに主任職を充実して中堅職員の育成を図り、持続的な法人経営を目指し組織を強化します。

3 介護保険法改正への対応と経費の適正管理

介護保険法の改正にともない、新規に取得可能な加算を積極的に取得し、稼働率の向上および安定化による収入確保を図ります。また、配置職員数の見直しや常勤職員比率の適正管理、委託化を一層推進して管理業務費および光熱水費などの経費を節減し、費用対効果を十分考慮した支出に努めます。

4 法令遵守による事業運営の適正化

利用者との信頼関係を築くため、一層の法令遵守に努めます。内部監査体制を整備するとともに、研修等を充実して職員の知識とスキルを高めます。

5 施設改修経費の確保

開設から10年以上経過し、建物や設備の改修を計画的に実施する必要があります。将来必要な改修工事に備えるため「大規模修繕積立金」の計画的な確保に努めます。

IV 理事会・評議員会

(平成27年4月1日)

	役職名	氏名	職業
1	理事長・評議員	前田 武昭	医療法人財団佐花会大井中央病院長
2	常務理事・評議員	古川 良則	社会福祉法人さくら会常務理事
3	理事・評議員	小路 良	品川区医師会会長
4	理事・評議員	中村 兼一	荏原医師会会長
5	理事・評議員	家田 隆弘	品川歯科医師会会長
6	理事・評議員	高林 正敏	大井第一町会連合会長
7	理事・評議員	田坂 紀和	ケアセンター南大井施設長
8	監事	脇坂 雄一	脇坂雄一税理士事務所 所長
9	監事	鷹倉 俊和	社会福祉法人品川総合福祉センター常務理事
10	評議員	米田 豊	荏原歯科医師会会長
11	評議員	加藤 肇	品川薬剤師会会長
12	評議員	小池 義彦	荏原薬剤師会会長
13	評議員	近江 清光	品川区町会連合会会長
14	評議員	中村 晃	大井水神町会会長
15	評議員	有馬 紀久	鈴ヶ森町会会長
16	評議員	西川 祥子	民生委員協議会大崎第一地区会長
17	評議員	松尾 光恵	民生委員協議会大井第一地区会長
18	評議員	田尻 成樹	民生委員協議会大井第一地区副会長
19	評議員	木下 徹	品川区社会福祉協議会事務局長
20	評議員	長田 正	品川区シルバー人材センター事務局長

VI さくら会苦情解決・サービス向上について

1 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者 ⇒ 法人全体で共同設置

常務理事

古川 良則

(2) 苦情解決受付担当者 ⇒ 事業部単位で設置、(部門) 責任者

①南大井事業部

ケアセンター南大井所長

渡邊志津子

南大井デイサービスセンター・デイケア所長

澤井 滋

月見橋の家(デイサービスセンター) 所長

松田 浩行

さくらハイツ南大井施設長

山本 弘幸

南大井在宅介護支援センター所長

荒井 智美

南大井第二在宅介護支援センター所長

山口 圭子

さくら会ヘルパーステーション所長

山田 祥靖

南大井訪問看護ステーション所長

向 あゆみ

大井林町高齢者住宅所長

竹内 更

大井林町地域密着型多機能ホーム所長

竹内 更

②西五反田事業部

ケアホーム西五反田・さくらハイツ西五反田施設長

宮川 秀一

西五反田在宅サービスセンター所長

山田 哲司

西五反田在宅介護支援センター所長

増田 智子

西五反田ホームヘルパーステーション所長

佐々木真妃子

(3) 第三者委員 ⇒ 法人全体で委嘱、大崎第一地区民生委員1名・

大井第一地区民生委員2名

民生委員協議会大崎第一地区会長、さくら会評議員

西川 祥子

民生委員協議会大井第一地区会長、さくら会評議員

松尾 光恵

民生委員協議会大井第一地区副会長、さくら会評議員

田尻 成樹

2 苦情解決・サービス向上委員会

- (1) 開催日 南大井事業部 毎月最終火曜日
西五反田事業部 毎月第4水曜日

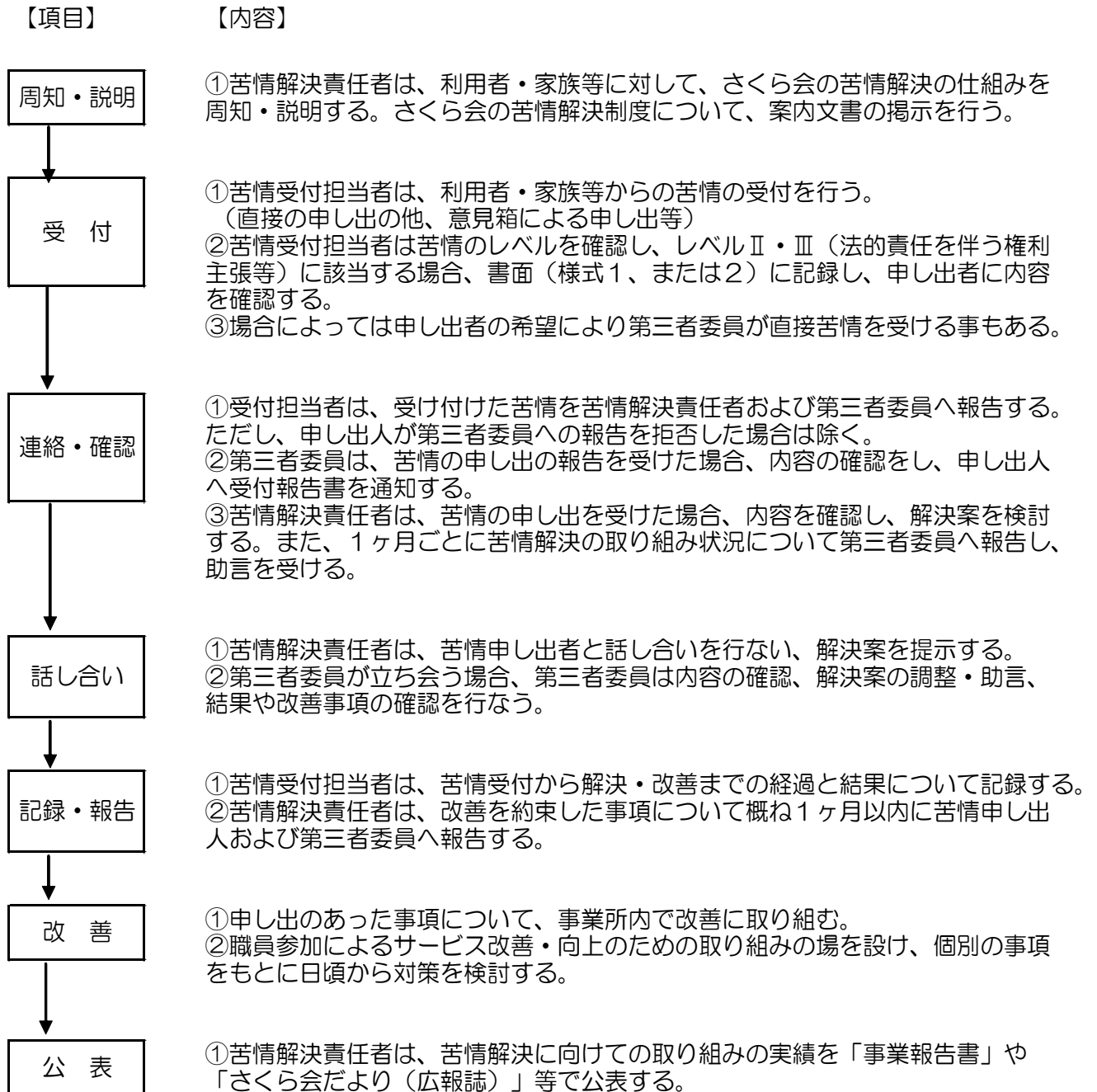
(2) 法人全体会議（第三者委員を含む）

開催日 5月、11月

(3) 運営方法

毎月、両事業部毎に苦情解決責任者を委員長に、各苦情解決受付担当者が委員となって、苦情の全件数について報告を受けて、内容を確認して対応方法を決めています。また、1年に2回、第三者委員に審議に出席していただき、内容を確認して助言を受けています。内1回は直接ご利用者からの意見を第三者委員がお受けして、サービスの向上に努めています。

さくら会における苦情解決の流れ



1 総務部事業計画

(1) 基本方針

- ア 平成27年度の法改正を踏まえた部門内外の連携
- イ 効率的な運営の強化
- ウ 災害への備えと対策
- エ 研修体系の整備と人材育成の実践
- オ メンタルヘルスケアの充実
- カ 建物・設備の維持管理長期計画策定
- キ セキュリティ・法令遵守
- ク 地域に開かれた運営

(2) 平成27年度重点目標

- ア 平成27年度の法改正を踏まえ、各部門が地域包括ケアシステムの構築を円滑に進められるよう、総務全体が一体的に動き他部門との連携に努めます。
また、法人内のプロジェクトチーム「地域包括ケア推進プロジェクト」を推進し、情報収集や部門内外の連携をサポートします。
- イ 効率的な運営を目指し、収支管理の強化、経費節減に努めます。
また、各事業所毎の配置基準に基づき、適正な人員定数を把握し、必要な人材の確保に努めます。
- ウ 平成24年度に震災対応マニュアルを策定し、25年度、26年度とマニュアルに基づいた訓練を行いました。今年度は、より実践的な訓練および初動対応から一歩進めた事業継続計画を策定、実施します。
- エ 基本理念に沿い、職員の経験、能力、職層に合わせた内容によりキャリアパスを実践し、総合的な能力の向上を図れる研修を実施します。引き続き法人の中核を成す職員の育成に努めます。
- オ 職員一人ひとりが働く意欲を持ち、健康で幸せな生活が送れるようメンタルヘルスケアに力を注ぎます。

カ さくら会を利用する全ての方の安全で快適な空間を維持するため、建物および設備の修繕・保守を計画的に行います。専門家の助言・指導により、長期計画を策定し、今後の建物・設備の維持管理に努めてまいります。

キ 多くの情報を取り扱う介護事業者として、社会保障・税番号制度に的確に対応するとともに必要とされるセキュリティ対策を実施し、個人情報の管理および法令遵守を強化します。業務管理体制整備規程に基づき、法人内部でのチェック体制を構築します。

ク 法人を支えて頂いているボランティアに感謝し、町会などの地域のみなさまに喜んでいただける施設運営を引き続き目指します。法人によせられたご意見、ご要望を法人全体で認識し、より良いサービスにつなげます。

(3) 部門事業計画

ア 年間事業計画

4月	新規職員採用受入 防災訓練（防災の基礎）
5月	決算 防災訓練（防災担当者連絡会）
6月	ボランティア交流会“日頃の感謝を込めて” 防災訓練（全体訓練）
7月	職員健診（全員） さくら会だより発行 防災訓練（全体訓練）
8月	防災訓練（全体訓練）
9月	平成28年度新卒者募集開始 地震・津波対応訓練（全体訓練）
10月	さくら会だより発行 地震津波対応訓練（全体訓練）
11月	さくら会まつり 地震津波対応訓練（全体訓練）
12月	防災訓練（防災担当者連絡会）
1月	さくら会だより発行 防災訓練（消火器・消火栓取扱い）
2月	防災訓練（全体訓練）
3月	職員健診（夜勤者） 防災訓練（自衛消防訓練）

イ 会議

総務部内及び法人全体に係る事業やプロジェクトの進行状況の調整・確認を行うために会議を開催します。

会議種別	開催時期
総務部会議	毎月定例1回その他 随時
収支報告（西五反田）	毎月1回
事務連絡会 （南大井・西五反田）	隔月1回

ウ 部門内研修

各部門で計画される法人内研修及び外部研修を活用し、職員のスキルアップを目指します。さらに部門内においてお互いの業務を理解するために、部門内研修を行います。

種別	対象	概要
内部研修	全体研修	新人研修・外部講師による現任研修
	部門内研修	各部門担当者を講師とした研修
外部研修	庶務関連	労基法研修、人事研修
	会計関連	会計実務研修、決算研修
	請求関連	介護報酬、医療報酬研修

また、「研修の種類と助成等について」に基づく研修費等の助成を行います。

エ 人事・庶務

- (7) 人事考課制度に対応した、人事・給与の処理を実施します。
- (8) 人事データベースを構築し、今後の人事管理を正確・迅速に処理します。
- (9) 法人の業務省力を目指し、文書の電子化を推進します。
- (10) さくら会全体の適正な人員配置を維持するため、必要に応じて職員採用等を行います。平成28年度の人員配置を前提に、職員の募集活動を行います。

募集媒体

- ・ハローワーク
- ・新聞折り込み広告
- ・インターネットホームページ（有料及び自社）
- ・品川介護福祉専門学校、都立城南職業能力開発センター
- ・短期大学、四年制大学、各専門学校

平成28年度新卒採用については、専門学校、短期大学等の就職活動の状況に合わせて、入職試験の日程を組んでいきます。

また、必要に応じ、中途採用等において有能な人材を発掘できるよう、各種機関で行われる就職説明会等に積極的に参加します。

- (11) 職員の健康管理のため、健康診断を実施します。また、職員の心の健康に気を配ります。
- (12) 経費節減を推進するため、消耗品等の在庫状況を精査し、不要な発注・使用を抑制します。在庫物品等の整理整頓を行い、業務の効率化を図ります。
- (13) 社労士事務所と連携を強化し、労務処理が迅速に行えるようにします。

職員の入退職、社会保険の加入喪失、育児・介護休業等を適切に処理します。

- (7) 受付担当者がより業務を円滑に行えるよう、迅速に法人に関する必要な情報を伝えるとともに総務全体で共有し、受付対応の底上げを図ります。随時、マニュアルの見直しと研修を実施します。
- (8) 施設の維持管理を適切に実施するために、委託会社との連携を図り、利用者が快適・安全に生活できるように、計画的な管理・補修を行います。

オ 会計

- (7) 新会計基準に基づき、適正な会計処理を行います。
- (8) 前年度に引き続き会計事務所より試算表作成業務及び会計処理全般のコンサルティングを受けながら、業務内容を整理し、次の3点の強化を実施します。
 - ・法人の運営状況の把握、経営判断の材料となる会計資料の作成
 - ・収支内容、残高等を的確に把握するための台帳の作成
 - ・収支改善の一助となる予算管理等の実施
- (9) 購入の必要性を十分吟味し、無駄な支出を削減します。
- (10) 適切・効果的な資産管理、運用を行います。

カ 請求

- (7) 介護情報システムを法人の運営に活用するため、情報収集、改善を行っていきます。
- (8) 社内ネットワークシステムに導入された監視ソフトを活用し、サーバーおよびクライアントコンピュータの全操作記録を残し、セキュリティを強化します。
- (9) 利用料等の請求処理の正確性を維持しつつ業務の効率化を推進します。
- (10) 各部門の事務処理、効率化・省力化へのアドバイスを行っていきます。
- (11) 各事業所で課題となっている事務処理等について提案・相談を受け、改善に協力します。
- (12) 介護報酬改定による請求処理等について、正確・円滑に処理できるよう各部門と協力します。
- (13) 社内ネットワークシステム上のデータ保存方法について、改善を図ります。

キ 地域交流

(7) ボランティア

地域の方々がさくら会でいきいきとボランティア活動ができるよう、受入窓口として、ボランティア相談や各施設との連絡調整のほか、ボランティア保険加入・ボランティア室等の活動環境を充実していきます。

また、さまざまな世代のボランティアを多方面から受け入れられるよう、各部門と調整を図り、活動情報を広く発信します。

26年度に引き続き、「ボランティア交流会～日頃の感謝を込めて」を開催し、法人の理念を踏まえボランティアの方々との交流を充実していきます。

<内容>

- ・ ボランティア活動に関する意見・要望の交換
- ・ 職員、ボランティアの交流

さくら会とボランティアとのよりよい関係を構築するため、職員向けにボランティアに関する研修を実施します。

ボランティアの受け入れ・対応について、現場も含めたマニュアル等の見直しや整理を行い、ボランティアにとって活動しやすい環境を整えます。

(イ) さくら会まつり

11月1日(日曜日)に、法人行事として、地域とともに「さくら会まつり」を行います。

(ロ) 地域行事への参加

地域で行われるふくしままつりや防災訓練、美化キャンペーン等の行事に積極的に参加します。

ク 広報活動

法人で行われる行事や活動状況等の情報を、お知らせするための広報活動を行います。

(ア) 南大井事業部広報誌「さくら会だより」を年3回発行します。

(イ) ホームページの内容を充実し、さくら会の活動をPRします。

(ロ) 法人内の掲示板を通じ、さくら会で行われた各種行事等をタイムリーにお知らせします。

ケ 職員研修(法人全体)

(ア) 基本計画

「理念を具現化する人材育成のあり方」を基盤として、さくら会の基本理念を実践するために研修体系を充実し、実施していきます。

これらの体系別研修により各職員のキャリアデザインを想像し、法人において職務を積むことが各職員のやりがいとなり、ひいてはサービスの向上につながる内容の研修を実施していきます。

(イ) 重点目標

① 法人の基本理念を具体的に実践できる研修を企画します。

② 職員一人ひとりの専門性に配慮し、能力・知識・技術の向上に繋がる研修を実施します。

③ 管理職、係長、主任等の職責を遂行するために必要な研修を実施します。

④ 非常時・災害時の拠点施設として、実践的な災害・救命研修を実施します。

(ロ) 基本理念を具現化するための研修体系

① 全体研修 全ての職員が共通して継続的に学ぶべき研修

② 職層別階層別研修 それぞれの職層階層ごとに理念を具現化し、キャリアアップへつなげるための研修

その他、現状を踏まえ、柔軟でタイムリーな研修を実施します。

① 全体研修

研修名	開発能力
企画研修	倫理観・道徳観を養う
防災関連研修	災害研修・救命講習・(AEDライセンス取得)・救急対応技術
感染症研修	感染症の知識と対応、技術を学ぶ
	感染症対策を実践できる
専門性 向上研修	高度な専門、最新知識(医療知識・認知症のケア等)
	個別性に対応できる専門技術、さらに高度な専門技術(介護・看護)
虐待・人権擁護研修	個人としての基本的人権、尊厳、虐待についての学びと対応

② 職層別階層別研修

	一般職員	一般職員上級	主任	係長
施設内研修	新入職員研修年2回	リスクマネジメント研修	リスクマネジメント研修	労務管理研修
	フォローアップ研修年2回		新人中間職層研修	新人中間職層研修
		チームワーク実践研修 メンタルヘルスケア研修	メンタルヘルスケア研修	メンタルヘルスケア研修
	2年目研修	記録力向上研修	記録力向上研修	記録力向上研修
		事例発表会	地域福祉研修	地域福祉研修
	事業計画発表会			
施設外研修		企画/プレゼン研修	苦情対応研修	係長・管理職研修
		ケアプラン ステップアップ	他施設体験研修	苦情解決リスクマネジメント研修
			企画力向上研修	企画力向上研修
			コーチング研修	法令遵守研修
			指導研修	指導研修

* 職場内研修・自己学習は、各部門内で研修計画を立案実施する。

③ 研修年間計画概要

	月	全体	専門	一般職員	一般職員上級	主任	係長
前期	4	防災研修	介護テクニック	新入職員研修			
	5	事業計画発表会		2年目研修(マナー研修)		新人中間職層研修	新人中間職層研修・ 労務管理研修
	6	個人情報保護研修		フォローアップ研修	リスクマネジメント研修		
	7	感染症研修	看護テクニック		メンタルヘルスケア研修		メンタルヘルスケア ライン研修
	8	普通救命・AED 成年後見制度			チームワーク実践研修		
	9	災害研修 虐待・人権意識研修	リハビリテクニック		事例発表会	記録力向上研修	
後期	10	メンタルヘルス研修	看護テクニック	新入職員研修			
	11	冬の感染症・予防			記録力向上研修		
	12	家族援助	介護テクニック				
	1	セルフケア(腰痛)		フォローアップ研修			
	2	認知症研修					

※現任研修は多職種に渡るため、専門職・共通・トピックス・職員の健康管理と分類して、内部・外部講師により実施します。

(I) その他

① 職場外研修

職層別研修として、外部研修を有効に活用し、タイムリーな研修情報を各部門に円滑に提供していきます。

② 資格取得助成支援・自己啓発

職員の資格取得（介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー等）について、受講料の助成や自己啓発の情報を、随時提供していきます。

コ 実習生の受け入れについて

介 護：品川介護福祉専門学校・東京都城南職業能力開発センター
読売理工医療福祉専門学校 他
看 護：東邦大学医学部看護学科・東京医療保健大学看護学科
リハビリ：東京衛生学園専門学校 他
そ の 他：学校・企業等の見学・体験学習等

サ 受付業務

さくら会の窓口となる受付職員には、お客様・ご利用者・ご家族などさくら会に来所される方々が気持ちよくご利用していただけるよう、電話・接客マナーの研修を実施します。

2 ケアセンター南大井（入所）事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 介護職、看護職、医師、理学療法士、作業療法士、栄養士など、専門職が意見を出し合っ
て施設サービス計画書を作成し、それに基づいたケアを提供します。
- イ 日常生活行動を拡大するリハビリを考え、自立した生活の確保に努めるとともに、生活行
動を大切なリハビリと考え、自立を目指した介護を提供することにより在宅へ戻られる支
援をします。
- ウ 在宅生活が困難な方へも施設での生活を豊かに送れる支援をします。
- エ 生活困窮者に対して利用料金の減免や減額をすることで、経済的な理由で必要なサービス
を受ける機会が制限されないことがないように支援をします。
- オ より質の高いサービス提供を追求します。
- カ 地域との関係を大切にして開かれた施設を目指します。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 運営の安定
入所定員100名（うち短期入所療養介護10名）について、年間平均98%の稼働率、
50%以上の在宅復帰率を維持できるようにします。
- イ ご利用者が安心して在宅生活が継続できるよう、医師、看護師、介護士、リハビリ、管理
栄養士、相談員等が連携し、ご利用者、ご家族と一体となって、計画的に在宅復帰および在
宅生活の継続を支援していきます。
- ウ ご利用者の意思を尊重した、質の高いサービスを提供していきます。

(3) 平成27年度サービス計画

- ア 多くの区民の方に利用していただくため稼働の安定を図ります。
 - (ア) より多くの方にご利用していただけるよう、また老健の活用について知っていただくた
めに広報活動を行っていきます。
 - (イ) 待機状況を居宅支援事業所や医療機関に情報提供し、入所部屋が有効に利用できるよ
うにします。
- イ できる限り在宅生活が継続、実現できるよう支援していきます。
 - (ア) 年間を通して50%以上の在宅復帰率を維持します。
 - (イ) ケース継続検討会議やカンファレンスを充実させ、多職種全体で方向性や課題、計画を
共有して取り組んでいきます。
 - (ウ) ご利用者の個々の能力や本来の力を引き出し、自立支援に取り組めます。また、在宅生活
が困難な場合でも、選択に必要な課題に対して、積極的に助言、提案を行います。
 - (エ) 在宅復帰に向け、ご家族、介護者へ必要な介護方法や指導を行い、入所から在宅生活へ
の変化に対応できるように支援します。
 - (オ) 在宅生活を考慮した服薬管理、排便調整、皮膚トラブル予防に取組み、入所生活から在
宅生活に向けて、安定した体調となるよう体調管理に努めます。
- ウ 質の高いケアを提供し、組織全体のサービス向上に努めていきます。
 - (ア) 介護情報システムを情報発信の場として、多職種との情報や課題の共有を密にし、部門

間との意見交換や課題検討を積極的に行っていきます。

- (f) 地域に根ざした介護老人保健施設を目指します。アンケート調査を実施し、地域のニーズを把握するとともに、介護老人保健施設に求められる在り方を追究していきます。
- (g) 具体的なケアプランを提供できるよう職員のスキルアップを目指します。
介護職では、ご利用者の課題を利用者担当のみでなく、チームとして多角的に捉え、在宅生活の可能性を引き出していきます。
- (h) ご利用者が自主的に活動できるよう体制を整えていきます。
 - ・クラブ活動やレクリエーションを充実させます。
 - ・やる気を引き出せるような環境作りを目指します。

(4) 無料低額診療事業

- ア 入所希望の方に対して、無料低額診療事業のお知らせを配布し、事業内容の周知徹底を図ります。
- イ 経済的な問題を抱えている方に対しては、個別で面接を行い適切な減免率を検討していきます。
- ウ ご利用者本人、ご家族はもとより、関係者からの情報提供に対しても、適切に対応していきます。

(5) 栄養管理と食事提供

- ア 栄養ケアマネジメント
 - (f) 栄養ケア計画に基づき、利用者個々に合った食事を提供します。
 - (g) 利用者の栄養状態に合わせてモニタリングを行います。
 - (h) 特に食事摂取量が少ない方に対しては、嗜好を重視し栄養強化に努めます。
- イ 季節を感じる行事食や楽しめる食事を月に1回以上提供します。

(6) リハビリの提供

- ア 個別リハビリ
 - (f) リハビリ計画に基づき週3～6回の個別リハビリを実施します。
 - (g) リハビリ実施時間だけでなく、生活場面においても積極的に介入し、生活動作能力の向上、自立を支援します。
 - (h) 利用者個々の自宅の生活環境をふまえたリハビリを提供します。
 - (h) 在宅復帰、在宅生活の継続を支援するため、関係機関との連携を密にします。
 - (h) リハビリ実施場面での訓練内容が、生活場面で活用されるよう、生活の場でリハビリを行うようにしていきます。
- イ グループ活動の実施
 - ・ 書字クラブ 週1回
 - ・ 寺子屋クラブ 週1回
 - ・ 園芸クラブ 月1回
 - ・ 音楽クラブ 月1回
 - ・ グループ体操 毎日
- ウ 認知症高齢者へのリハビリ
 - (f) 個別で学習活動を実施します。

- (f) 料理などの生活行動を模倣した活動を実施します。
- (g) 植物への水やりや手入れなどの役割の創出、習慣化を試みます。
- (h) 出来る行動を探求し、生活の場面での実施を促します。

(7) 年間行事予定

- ・ 居酒屋さくら 毎月1回 ・7月 盆踊り ・9月 敬老会
- ・11月 さくら会まつり ・12月 クリスマス会 ・1月 新年会 ・2月 節分

(8) 会議

1. 入所判定会議・継続検討会議	毎週水曜日
2. 係長会議	毎週水曜日
3. 事故対策委員会	毎週水曜日 (適宜)
4. 感染予防対策委員会	年4回 (4・7・10・1月)
5. 身体拘束予防委員会	毎週水曜日 (適宜)
6. 全体ミーティング	第4水曜日 (月1回)
7. フロアミーティング	第4水曜日 (月1回)
8. 給食委員会	第3金曜日 (4・7・10・1月)
9. サービス向上検討会	第3水曜日 (月1回)
10. マニュアル検討会	第1水曜日 (月1回)
11. ケアプラン委員会	第2水曜日 (月1回)

(9) 研修

ア 内部研修

- ・ 福祉用具の取り扱い
- ・ 高齢者虐待・権利擁護
- ・ 感染症予防・対策
- ・ 無断外出の対応
- ・ 事例検討 他

イ 外部研修

- ・ 品川福祉カレッジ
認知症ケア専門コース、ケアマネジメント講座など
- ・ 介護福祉士養成実習施設実習指導者研修
- ・ 東京都認知症介護実践者研修
- ・ 感染症対策指導者研修、
- ・ 全国抑制廃止研究会 (東京大会) 他

(10) 地域への開放

- ・ ボランティアの受け入れ
クラブ活動補助、環境整備シート交換、行事への協力など
- ・ 実習生の受け入れ
品川介護福祉専門学校
読売理工医療福祉専門学校
女子栄養大学

- ・ 国家公務員研修や区立中学校などの体験研修の受け入れ

(11) 防災訓練等の実施

- ・ 震災対応マニュアルに基づく訓練の実施（夜間対応訓練含む）
- ・ 火災等防災訓練の実施
- ・ 防災対応マニュアルの見直し

(12) 感染症対策を行います

- ・ マニュアルの見直し
- ・ 感染症対策に必要な物品の整備
- ・ 研修の実施
- ・ 入所者の有熱チェック、及び職員の体調管理

(13) その他

- ・ サービスの自己評価（セルフチェック）実施
- ・ 虐待の芽チェックの実施 年2回

3 ケアセンター南大井通所リハビリ（デイケア）事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 品川区における高齢者のリハビリテーションシステムの中核施設として、ご利用者各自の日常生活範囲の拡大と在宅生活の継続を目的としたリハビリを実施します。
- イ ご利用者の自立した生活を支援するために各部門、各職種が有機的な連携を図り、生活リハビリの視点も含めて自立支援を行います。
- ウ ケアマネジャーや各関連機関との情報交換を密に行い、ケアプランに沿ったリハビリ計画を、ご利用者とともに作成します。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 南大井通所リハビリは、利用定員50名に対し1日の平均利用41名になるよう努力します。また、予防事業においては昨年度実績同様の稼動を維持します。
- イ 平成27年度の介護保険制度改正の中で品川区と連携をはかり「地域支援センター機能強化事業」を推進いたします。
- ウ 利用者の自立支援に視点をおき、個別性に配慮した質の高いリハビリを提供します。
- エ 予防事業である「マシンでトレーニング」や「水中トレーニング」の各プログラムを、検討会議の場を通して定期的に見直しを図り、より効果的な運動プログラムの提供に努めます。
- オ 区・民生委員・各在宅介護支援センターと連携をはかる中で、連絡会や地域の集会に赴き介護予防の啓蒙活動に努めます
- カ 職員の定着率をあげると共に、働きやすい環境づくりに努めます。
- キ 平成27年度は介護保険制度の改正もあり、より制度を深く理解し、サービス内容の見直し及び法令遵守を一層徹底し、適切なサービス運営に努めます。
- ク 震災時を想定した防災訓練を定期的に行います。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 事業運営の安定化

- ア) 介護保険制度改正の内容と介護報酬の仕組みを理解し安定した運営を目指します。
- イ) 月ごとの稼動状況を適切に把握しながら、必要に応じて臨時利用の受け入れや増回など登録数を柔軟に決定します。
- ウ) 個別送迎の実施を行うことで利用者のニーズに合わせた送迎を実施します。
- エ) 予防事業においては利用実績に基づいて登録数を決定します
- オ) 潜在的な介護予備軍の掘り起こしを行い、予防事業を推進するため、区報及び区内掲示板などの宣伝媒体を通して積極的に募集を行います。

イ 地域包括支援センター強化事業

- ア) 事業所間の連携を密にとり、利用者ニーズに適したサービスを提供します。
- イ) 運営を適切に行うため介護保険情報を共有し、サービスを提供します。
- ウ) 品川区と連携し、介護予防機能強化支援員を通して地域包括支援センター職員及び介護予防事業のスキルアップを行います。

ウ 個別性に配慮したプログラムの実施

- ア) 家庭訪問での生活状況・家屋環境情報をもとに、居宅での日常生活能力の維持向上に

資する、個別的なプログラムの提供に努めます。

イ) 認知症・高次脳機能障害者向けのプログラムとして日常生活動作の練習及び計算ドリル等を活用したプログラムを個別に提供します。

エ 介護予防事業による生活機能の改善

ア) マシンでトレーニングの目標

(ア) 参加者の個別性に合ったプログラムの実現を図ります。

(イ) 運動習慣の定着化を図ることで健康増進に努めます。

イ) 水中運動・水中トレーニングの目標

(ア) 水中運動を通じて健康意識の啓蒙に努めます。

(イ) 定期的に運動プログラムの見直しを図ることで、より効果的なメニューを提供します。

オ 予防普及事業等の取り組み

行政や在宅介護支援センターと連携をはかりながら、年3回程度、予防普及事業及びサテライト型の介護予防講習会を実施します。

カ 職員の働きやすい環境づくり

ア) 職員には法人理念に基づいた人材育成を実施し、かつ各種研修へ参加させることで、スキルの高い職員を育てます。

イ) 職員一人ひとりが自分で考えて行動できるように、自発性が発揮できるよう教育を行います。

ウ) 業務マニュアルの見直しを図ることで、効率的かつ効果的なサービスを提供し、職員の業務負担の軽減に努めます。

エ) 職員のメンタルヘルスケアの実施と余裕のある勤務体制にすることで、働きやすい環境づくりに努めます。

キ 適切なサービスの提供

コンプライアンス委員会(*)においてより深い制度理解に努めます。また介護保険制度の内容を職員一人ひとりが理解します。各種サービスの加算要件の変更に伴い、サービス内容の見直しを図ります。*通所部内において立ち上げた制度理解のための勉強会

ク 震災対策の実施

震災対応マニュアルに基づき震災対策訓練を定期的に行います。

(4) 会議

会 議	開催頻度	内 容	参加者
判定会議 コンプライアンス 委員会	1回/週	処遇内容の検討 リハビリ内容の検討	通所所長 各相談員 理学・作業療法士
水中スタッフ ミーティング	1回/月	運営課題の検討 業務内容の打ち合わせ	通所所長 水中スタッフ
マシンで トレーニング ミーティング	1回/週	運営課題の検討 業務内容の打ち合わせ	担当スタッフ 有償ボランティア
リハビリスタッフ ミーティング	1回/月	通所の事例検討 業務内容の検討・確認 技能向上の為の勉強会研修	理学・作業療法士

(5) 平成27年度、重点とする研修

(内部・外部研修にて実施)

- ア) 品川福祉カレッジへの参加 (年間を通して)
- イ) 社会福祉協議会研修への参加 (年間を通して)
- ウ) 全国老人保健施設大会への参加 (年間を通して)
- エ) 民間団体主催研修への参加 (年間を通して)
- オ) 理学療法士・作業療法士学会等への参加 (随時)
- カ) 民間団体主催の研修への参加 (随時)

(研修内容)

- ア) ご利用者の目的に添った通所介護計画書の作成
- イ) ご利用者への接遇・コミュニケーションのとり方について
- ウ) ご利用者の身体や疾患の理解
- エ) ご利用者の心理、精神的な援助方法
- オ) レクリエーション援助方法
- カ) 身体介護技術の向上
- キ) リスクマネジメント・緊急時の対応(AED)についての教育
- ク) 高齢者虐待防止に関する研修および自己チェックシートの活用
- ケ) 職員のストレス軽減における研修
- コ) 食事(栄養・口腔)についての研修
- サ) 身体拘束・守秘義務についての研修
- シ) 外部施設への研修
- ス) 記録・報告の仕方
- セ) 介護保険制度について

(6) 地域への開放

ア 積極的にボランティアを受け入れることで、地域に根ざした事業所を目指します。

イ 実習生の受け入れ

東都リハビリテーション学院 4月 5月(計4名程度)

首都医校 10月(計1名程度)

(7) 定期的な防災訓練等の実施

ア 月1回の防災訓練を実施することでご利用の安全・安心に努めます。

イ 震災対応マニュアルに基づき、首都直下型震災を想定した訓練を実施します。

(8) 感染症対策の実施

ア マニュアルの見直し

イ 感染症対策に必要な物品の整備

ウ 研修の実施

(9) 事業所連携プロジェクト

平成26年度は地域包括ケア推進プロジェクトの中で、運営の安定と認知症ケアにおける専門性の向上を行うことで、一定の成果が出ました。

平成27年度は、今までのノウハウを生かし、運営の安定に関してはそれぞれの部門ごとに継続審議する形とし、認知症ケアの専門性向上に関しては、研究会を継続的に行っていきます。

また、品川区より受託した「介護予防機能強化推進事業」を新たに事業所連携プロジェクトの柱として取り組みます。

4 南大井在宅サービスセンター（南大井デイ）事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア ご利用者の個別性に重点を置き、集団の中で個性が輝くようなサービス提供に努めます。
- イ ご利用者のニーズ、家族のニーズ、地域のニーズを敏感に捉え、新しいサービスの創造に努めて地域に信頼される施設を目指します。
- ウ ケアプランに沿った介護計画を立て、情報収集、アセスメント、実行、評価を適時適切に行い、常に提供するサービスを検証してサービス向上に努めます。
- エ 地域住民やご利用者に情報の発信を行うことで、地域に開かれた施設を目指します。また、家族との関係を密に家族会及び家族介護者教室 を定期的で開催します。
- オ ボランティアや有識者の意見を積極的に取り入れ、地域とともに相互に成長する事を目指します。
- カ 職員は、施設の役割と機能を十分に認識し、自らの使命を自覚するとともに、自己研鑽に努め、常に専門的な視点をもってサービスを提供します。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 一般通所介護においては、利用定員25名に対して、1日平均利用22名（87%）を目指します。
- イ 特色のあるサービスの提供を行うことを主眼に、常日頃からの職場の環境整備及び職員の質の向上を図るため、研修計画をもとに積極的に内・外部研修に参加させ、技術の向上に努めます。
- ウ 介護予防事業であるミニデイについては、自主性を重んじたサービスプログラムを提供いたします。
- エ 個々のご利用者に応じた個別性の高いケアを実施し、達成感や満足感が得られるよう、サービス提供に努めます。
- オ 職員同士の連携強化をはかり、チームワークのとれた円滑で効率的なサービスの提供に努めます。
- カ 利用者の在宅生活継続への働きかけを積極的に行います。
- キ 法令遵守を徹底し、適切なサービス運営に努めます。
- ク 震災時の防災対策を確立します。
- ケ 平成27年度の介護保険制度改正を受け、地域包括ケア推進プロジェクトを通して地域包括ケアシステムを推進します。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 事業運営の安定化

- ア) 利用者数の少ない日は、臨時利用の受け入れを行います。
- イ) 月ごとの稼働状況を適切に把握しながら、登録数を柔軟に決定します。
- ウ) 予防事業においては利用実績に基づいて登録数を決定します
- エ) 臨時便にて個別送迎を実施します。
- オ) 介護保険制度の改正の中、必要な加算をとり事業の安定化を図ります。

イ サービスの質の向上

- ア) 研修内容は報告会を通して通所職員に周知し現場で活かしていきます。
- イ) 職員には法人理念に基づいた人材育成を実施し、かつ各種研修へ参加させることで質の高いサービス提供に努めます。
- ウ) チューター制度実施に伴い、指導職員の教育に重点をおきます。

チューター制度⇒指導職員固定による教育

ウ 自立支援に向けた取り組み

- ア) 理学療法士、作業療法士など専門職との連携をはかり、自立支援にむけたプログラムを作成、提供いたします。
- イ) 予防普及事業を通じ潜在的な特定高齢者の掘り起しを行い、サービスの提供につなげます。

エ 個別性に配慮したサービスの提供

- ア) 品川区事業者評価や満足度調査、また家族会を実施することで利用者のニーズを把握し、個別性の高いサービス提供につなげます。
- イ) 行事委員・レクリエーション委員が作成した年間行事計画をもとにプログラムを作成し、サービス提供いたします。
- ウ) 利用ニーズをよく把握したうえで通所介護計画書を作成し、計画に基づいた個別性の高い機能訓練を提供します。また、今年度より新たに要介護者を対象に、個別機能訓練等、充実した機能訓練を提供します。

エ) 各種療法・クラブ活動・グループリハビリの実施

① 陶芸クラブ 毎週水曜日

ボランティアの方々の指導、協力を得ながら、陶芸作業過程に関わるとともに、次の作品への自己技量を高めていきます。

② 園芸療法（園芸クラブ） 月1回

植物の寄せ植えや種まき、押し花やドライフラワーを使った作品作りをボランティアの方々と園芸担当職員が協力して、身体と精神の活性化を図ることを目的に進めていきます。

クラブ参加への適性や、活動方法の検討、活動内容の評価などを園芸担当職員とともに実施します。

③ 音楽療法（音楽クラブ） 月1回

童謡を始め、わらべ歌、民謡、流行歌などを歌ったり、鑑賞したり、時には歌いながら踊ったり、リズムを取ったりと、音楽を体と心で楽しむことで、身体と精神の活性化を図ることを目的に進めていきます。音楽担当職員を中心にボランティアの方々の協力を仰ぎながらクラブ参加への適性や、活動方法の検討、活動内容の評価などを行います。

④ 書道クラブ 毎週木曜日

書道をすることで、指先など身体機能及び精神機能の活性化を図ることを目的に進めていきます。

また、参加への適性や、活動方法の検討、活動内容の評価などを担当職員とともに実施します。

⑤ 囲碁・将棋クラブ 毎週火曜日

ご利用者同士で囲碁・将棋を楽しんでいただく中で、コミュニケーションや、精神

の活性化を図ることを目的に進めています。また、ボランティアの方を中心に、活動方針や運営方法を職員と検討しながら実施していきます。

オ 職員間の連携強化

毎月1回フロアーミーティングを開催し、研修やグループ討議を通して職員間の連携を深めます。

カ 在宅生活支援

介護者教室や、家族懇談会を通して在宅生活継続をサポートします。

キ 適切なサービスの提供

ア) 介護保険制度の改正を受け、コンプライアンス委員会において制度を理解します。また、職員一人ひとりにおいても、しっかり理解し実践できるよう教育します。

イ) コンプライアンス委員会の成果を利用者サービスのための業務改善につなげます。

ク 震災対策の実施

平成26年度の防災訓練をもとにBCP（事業継続計画）シュミレーションの作成及び震災対策訓練を実施します。

ケ 地域包括ケアシステムの継続実施

ア) 事業所間の連携を密にとり、利用者ニーズに適したサービスを提供します。

イ) 運営を適切に行うため介護保険情報を共有し、サービスを提供します。

(4) 介護予防事業

ア 予防ミニデイ

ア) 身体機能ならびに精神機能の向上を目指したプログラムの提供に努めます。

イ) パソコン、陶芸、手芸、お菓子作りなど小グループでの自主性を重んじた活動を通じての生きがいづくり、対人交流の場づくりによる心身機能の維持向上を図ります。

ウ) 参加者の能動的な取り組みを生かすようなアクティビティを提供いたします。

(5) 年間行事

ア 四季の移り変わりを実感していただけるようなプログラムづくりを行い、毎月計画的に実施します。

イ 区内の地域交流事業や近隣の小・中学校、保育園等との交流を積極的に行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
お花見 鯉のぼり作り	4階庭園での ティーパーティ	うちわ作り 七夕飾り作り	風鈴作り	夏祭り ちぎり絵	染物作り 敬老会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動会	クリスマス リース作り	クリスマス会	書初め	節分 雛人形作り	お菓子作り 合同作品展花見

その他 そばうち お寿司会 誕生日会

(6) 会議

それぞれの会議の機能を明確化し、他部門や関連機関との連絡調整を迅速かつ的確に行うことを目指します。

会 議	開催頻度	内 容	参加者
通所判定会議 コンプライアンス 委員会	毎週水曜日	利用希望者の目標・目的の確認 ご利用者情報の確認 訪問予定日の調整・確認 サービス利用開始日の調整・確認 コンプライアンス委員会（月1度程度）	相談員 看護師 理学・作業 療法士
係長会議	毎週水曜日	部内運営方針の確認・検討 業務課題の検討、改善、確認 業務連絡・調整	通所所長 通所係長 通所主任
係長・主任会議	隔月	業務の課題抽出 見直し	通所係長 通所主任
全体 ミーティング	必要時随時 月1回程度	業務課題の検討、改善、確認 業務連絡 OJT	職員全員
ケース カンファレンス	随時	ご利用者の処遇検討、見直し 研修報告会	職員全員
朝礼・夕礼 ミーティング	毎 日	ご利用者情報の申し送り・確認 業務連絡	職員全員

その他、（各委員による個別会議・区主催のサービスセンター連絡会・予防事業連絡会）

（7）職員研修

職員一人ひとりの専門性と人間性の成長を目指し、職員が相互に成長できる環境づくりに努めます。

ア さくら会全体の研修計画との整合性を図り、部内でOJTを計画していきます。

イ 日々の業務に「気づき」の発想を持って自ら研鑽していけるよう、また、職員一人ひとりの個性が発揮できるよう指導していきます。

ウ 新人職員は、教育プログラムをもとに、より実践的な研修を実施していきます。

エ 平成27年度、重点とする研修

（内部・外部研修にて実施）

品川福祉カレッジへの参加 （年間を通して）

社会福祉協議会研修への参加 （年間を通して）

民間団体主催研修への参加 （年間を通して）

（研修内容）

- ㊦ ご利用者の目的に添った通所介護計画書の作成
- ㊧ ご利用者への接遇・コミュニケーションのとり方について
- ㊨ ご利用者の身体や疾患の理解
- ㊩ ご利用者の心理、精神的な援助方法
- ㊪ レクリエーション援助方法
- ㊫ 身体介護技術の向上
- ㊬ リスクマネジメント・緊急時対応（AED）についての教育
- ㊭ 高齢者虐待防止に関する研修および自己チェックシートの活用
- ㊮ 職員のストレス軽減における研修

- (㉑) 食事（栄養・口腔）についての研修
- (㉒) 身体拘束・守秘義務についての研修
- (㉓) 外部施設への研修
- (㉔) 記録・報告の仕方
- (㉕) 介護保険制度について

(8) 実習生の受け入れ

他部門と連携し、積極的に受け入れを行っていきます。

- 介護部門：品川介護福祉専門学校（5月）
- 昭和大学医学部附属看護専門学校（7月）
- 人事院公務員研修所等（6月）
- 池見東京歯科衛生士専門学校（12月）

(9) 配食サービス

在宅の高齢者を支援するため、バランスのとれた昼食を提供するとともに、安否の確認、孤独感の解消を図り、日常の食生活に関する相談・指導を行ってまいります。また、施設等に関する情報提供も行います。

(10) 防災訓練等の実施

- ・月1回の防災訓練を実施することでご利用の安全・安心に努めます。
- ・震災対応マニュアルに基づき、首都直下型震災を想定した訓練を実施します。
- ・防火管理者の養成

(11) 感染症対策

- ア マニュアルの見直し
- イ 感染症対策に必要な物品の整備
- ウ 研修の実施

5 品川区立月見橋在宅サービスセンター（月見橋の家）事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 家庭的な雰囲気大切に、その人の生活ペースに合わせたサービスを提供します。また、認知症高齢者の人格の尊厳を守り、孤独感や不安感を和らげ、ゆったりと寄り添うケアを行います。
- イ ご利用者の個性を大切に、生活リハビリ・介護予防の視点に立ったサービスを提供していきます。
- ウ ご利用者のニーズ、家族のニーズ、地域のニーズを敏感に捉え、新しいサービスの創造に努めて地域に信頼される施設を目指します。
- エ ケアプランに沿った介護計画を立て、情報収集、アセスメントの実行、評価を適時適切に行い、常に提供するサービスを検証してサービス向上に努めます。
- オ 地域住民やご利用者およびご家族へ積極的に情報を発信し、地域になくてはならない必要とされる施設となることを目指します。
- カ ご利用者や家族とのより良い信頼関係を継続していくため、そしてご家族の身体的、精神的に「心の拠り所」となりえるよう、家族会および介護者教室等を定期的に開催し情報交換の場、交流の場となるように支援します。
- キ ボランティアを積極的に受け入れ、地域とともに相互に成長することを目指します。
- ク 職員は、施設の役割と機能を十分に認識し、自らの役割を自覚すると共に自己研鑽に努め、常に専門的な視点をもってサービスを提供します。

(2) 平成27年度重点目標

区立施設の指定管理者として、本年度もご利用者に選ばれる質の高いサービスを行ってまいります。また、施設運営においては、通所サービス事業の本来の役割である「住み慣れた地域、在宅で可能な限り暮らす」ための支援、家族介護の軽減に繋がるサービスの提供について職員が一丸となって取り組み、着実に実行します。

平成27年度の介護保険制度改正を踏まえ、地域包括ケア推進プロジェクトを通して「地域密着型サービス」の方向性をはじめ「地域包括ケアシステム」の準備を進めてまいります。

ア 1階フロア

- ・地域密着型サービス（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症通所介護）について、本年度もセンター方式を活用し、ケアの充実を目指します。また利用者本位のサービスを提供するため、在宅介護支援センターや専門医との連携を図り、地域の社会資源及び法人内の各部門とも連携を強化してまいります。

- ・認知症のある方がいつまでも住み慣れた馴染のある地域、自宅での暮らしを支えて行くにあたり、職員が関わっていない時間帯の暮らしぶりを知るために、家族、かかりつけ医等との連携により必要な支援が出来るように努めます。また、「認知症ケア」について介護老人保健施設「ケアセンター南大井入所部門」をはじめ、小規模多機能ホーム「大井林町倶楽部」と合同にて事例検討会や研究会を行い、職員の質の向上を目指して行きます。

- ・認知症改善薬と症状についての情報収集を行い、デイサービスでの過ごし方について医師、在宅介護支援センターと連携を持ちながら、日々のケアに活かしていきます。

イ 2階フロア

- ・「品川区地域支援事業・介護予防日常生活支援総合事業による予防通所事業」の実施にあたり、生活リハビリと介護予防の視点から、「機能訓練」「活動」「参加」の要素を重視し、ご利用者が自主的に個性を發揮できるプログラム作り、取り組みを図ってまいります。
- ・自宅での生活が継続できるように、必要な生活動作を意識したケア、活動を提供していきます。

ウ 事業運営の安定

在宅での介護を支える基盤としての役割を果たすため、ご家族の希望に応じたサービス提供を確保していきます。年間平均稼働率は1階80%、2階85%を目指します。

エ 家族との連携

月1回の家族会と年2回の家族介護者教室を開催することで、ご家族やご利用者と職員の意見交換を行い、家族参加型の実践に努めます。平成26年度末に実施いたしました「満足度調査アンケート」のご意見、ご要望を反映させ、施設に関する情報の発信・報告を行い、ご利用者、ご家族にわかりやすい施設運営を目指します。

オ レクリエーション・各種クラブ活動

1階フロアでは、認知症高齢者の特性に配慮し、一人ひとりの生活歴や時代背景を理解したプログラム作りを心がけ、そのときどきに達成感や満足感が得られるよう、サービス提供に努めます。

2階フロアでは、生活リハビリ・介護予防サービスについて一人ひとりのご意見をよくお聞きし、サービスメニューの充実に努めます。あわせて、ボランティア等の協力を得て、多様な趣味・クラブ活動を展開します。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 1階フロア（認知症）

センター方式をはじめとする「認知症ケア」の技法の理解を深める為の研修に積極的に参加いたします。

さくら会のスケールメリットを活かし、各事業所間での連携強化を図り、「事例研究」等を通して全職員の「認知症ケア」のスキルアップを目指します。

イ 2階フロア（一般）

要介護の利用者、予防通所事業（総合事業）の利用者、それぞれの状態に合わせて、「心身機能向上」を中心としたプログラム作りをしていきます。特に予防通所事業の利用者へは「心身機能」、「参加」、「活動」の要素を取り入れ、利用者がサービスの受け手から担い手になるプログラムを創造し提供してまいります。

ウ 事業運営の安定

(ア) 利用者の少ない日の臨時利用・振替利用の受け入れについて、事前に必要な情報を確認し、安定した稼働となるよう居宅支援事業所、ご家族への情報を提供し、稼働の安定に努めます。

(イ) サービス提供地域の在宅介護支援センターと居宅介護支援事業者を月に2回訪問し、ご利用者の情報提供を行うとともに、新規利用者枠の紹介を行い、稼働率の向上を図ります。

(ウ) 施設パンフレットを用いて民生委員集会などに於いて施設の活動内容を紹介するなど、地域内での知名度の確立に努めます。

エ 家族との連携

- ・家族会の開催は、毎月第3土曜日の13時45分から15時00分と時間とテーマを決めて実施します。4月に一年間の予定表（日時、テーマ）をお配りし、前月に再度お知らせをすることで、ご家族に参加しやすい状況を確認します。また限られた時間を有効かつ最大限に活用する事でより多くのご家族との意見交換を行うようにします。
- ・毎年度末には「サービス満足度調査」を実施し、ご本人やご家族のニーズを把握してサービスの向上に努めます。

オ レクリエーション・各種クラブ活動

(ア) 1・2階ともレクリエーション委員・行事委員が作成した年間行事計画をもとに、サービス提供をいたします。

(イ) 各種クラブ活動

園芸クラブ（毎月2回）

季節の移り変わりを五感で感じていただけるようなプログラムづくりを行い、園芸担当職員とボランティアの方がサポートしながら、ご利用者の身体・精神の活性と安定を図ることを目的に行ってまいります。

(ウ) 書道クラブ（毎月3回）

ボランティアの方を中心に1・2階のご利用者合同で心身の活性化を図ることを目的に行います。

(エ) 料理クラブ(毎月1回)

行事担当職員が中心となって、季節に合ったおやつメニューをご利用者と一緒に考え、当日はご利用者と一緒に食材の購入・調理を行うことで日常の活性化につながり、達成感の共有も図れることを目的に行ってまいります。

(4) 年間行事

ア 四季の移り変わりを実感していただけるようなプログラムづくりを行い、年間を通して計画的に催しを行います。

イ 区内の地域交流事業や近隣の小・中学校、保育園等との交流を積極的に行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
お花見外出	ドライブ	音楽鑑賞会	七夕祭り	納涼祭	長寿を祝う会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
ドライブ さくら会祭りに 向けた作品 作り	さくら会 祭り	クリスマス会 プレゼント 作り	新年会 初詣外出	節分	ひな祭り 作品展覧会

(5) 会議

それぞれの会議の機能を明確化し、他部門や関連機関との連絡調整を迅速かつ正確に行うことを目指します。

会 議	開催頻度	内 容	参加者
サービス向上委員会 及び リーダー会議	1回/月	サービスの質の向上への取り組み 部内運営方針の確認・検討 業務課題の検討、改善、確認 ご利用者情報の確認	所長 相談員 介護職 看護師
全体 ミーティング	1回/月	業務課題の検討、改善、確認、事故・ 苦情解決 業務連絡、内部研修	職員全員
ケース カンファレンス	1回/月	ご利用者の処遇検討、見直し	職員全員
朝礼・夕礼 ミーティング	毎 日	ご利用者情報の申送り・確認 業務連絡	職員全員

その他、各部門との合同会議（感染予防対策委員会・給食委員会等）、区主催の在宅サービスセンター連絡会等に出席

(6) 安全確保への取り組み

大震災に備え、震災対策マニュアルに沿った震災対策訓練を定期的実施することによりご利用者の安全・安心を維持してまいります。さらに火災を想定した防災・火災訓練も定期的に行い、職員一人ひとりが「防災」に対しての意識づけをより向上させてまいります。また建物・設備・車両等適切な管理・点検を実施し、事故等発生時にも適切な対応が行えるように訓練・会議を行います。

AED、救命救急や感染症対策などの全体研修に積極的に参加します。

(7) 職員研修

職員一人ひとりの専門性と人間性の成長を目指し、職員が相互に成長しあえる職場づくりに努めます。

ア 「法人理念を具現化するための研修制度」を可能な部分から順次実施して、部内の全体ミーティングで介護技術・援助技術・医療知識の理解を深めていきます。

イ 日々の業務に「気づき」の発想と「振り返り」の視点をもって自ら研鑽していけるよう、職員一人ひとりの個別性を理解して指導していきます。

ウ 平成27年度、重点とする法人・外部・内部研修計画

- ① 概ね3ヶ月ごとの通所介護計画書の見直しと評価
- ② 高齢者の心理、精神的な援助技術の向上
- ③ ご利用者への接遇の向上
- ④ レクリエーション援助技術の向上
- ⑤ 東京都認知症介護実践者研修
- ⑥ 品川福祉カレッジ講座の参加（認知症ケア専門コース、基礎課程）
- ⑦ センター方式をより理解する研修
- ⑧ 医療知識の向上
- ⑨ 感染症に関する研修（食中毒・インフルエンザ・ノロウイルス等）
- ⑩ 普通救命・AED講習
- ⑪ 高齢者虐待防止に関する研修および自己チェックシートの活用

- ⑫ 身体拘束に関する研修
- ⑬ 個人情報取り扱いに関する研修
- ⑭ 職員向けメンタルヘルスに関する研修

(8) 実習生の受け入れ

他部門と連携し、積極的に受け入れを行なっていきます。

品川介護福祉専門学校・昭和大学医学部附属看護専門学校・品川ケア協議会・中学生
キャリア体験実習（品川区立鈴ヶ森中学校、品川区立浜川中学校）

(9) 主治医・精神科医・関係機関との連携

地域の主治医・精神科医との意見交換や情報提供を行い、研修会及び事例検討会等に出席し、認知症状の理解を深めます。必要に応じて家族へのアドバイスを行い、生活問題の早期発見や早期解決に努め、積極的に支援します。また、日々のサービス提供においても、その人に合ったサービス提供ができるよう、必要に応じて在宅介護支援センター等関係機関との連携を図ります。

6 さくらハイツ南大井事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 入居者の自立した生き方を尊重し、自主サークル・ハイツ行事活動を通して、快適な生活が送れるよう支援します。
- イ 入居者の心身機能の状態に合わせた介護予防・重度化予防事業および介護保険サービスの活用により、ハイツでの継続生活を支援します。
- ウ 入居者が、共に暮らし、互いに支えあうことができる生活環境づくりを支援します。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 入居者の高齢化（平均年齢83.5歳）の進行にともない、心身の健康・増進、衛生の保持のための介護予防及び疾病予防に努めます。また、入居者の認知症状に備えるため、品川成年後見センターとの連携をはじめとし、任意後見・成年後見制度の活用への積極的支援に努めます。
- イ ケアセンター南大井と連携を強化し、入居者の在宅での生活継続を図ります。
また、在宅介護支援センターをはじめとする関係部門と連携・強化を図ることにより、適切かつ円滑な介護保険サービスの利用を図ります。
- ウ 地震や火災等による発災時において、入居者が安全に避難できるように、さくら会の防災訓練において様々な発災ケースを想定して実施していきます。
- エ 医療・保健等高齢者福祉制度の変化に迅速に対応しつつ、入居者の事故防止や感染症対策に努めます。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 介護予防事業の推進

(ア) 写真撮影散歩会や歌の会、初詣、お花見、バスハイク等のハイツ行事を継続し、外出の機会の場の提供、閉じこもり予防や自主サークル活動の支援を進めるとともに、映画や落語などのDVD鑑賞会や東京善意銀行（都社会福祉協議会）の鑑賞事業の紹介等により、身近な場での楽しみを提供し、入居者間の交流の機会を広げます。併せて、大規模小売店舗や商店街などで買い物を楽しむ、お買い物会の機会を通じて、外出の楽しみを拡充してまいります。

(イ) さくらハイツ独自の介護予防事業である筋トレの「椅子体操」や脳トレの「寺子屋」を充実させることにより、脳機能の活性化を図ります。

従来の「折り紙教室」に替えて、今年度より月一度の「茶話会」の開催により入居者のより一層のコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、予防ミニデイ・水中トレーニング等の介護予防事業に入居者が参加しやすいように支援します。そのほか、専門の医師による「健康講座」を開催するとともに、医療機関の協力のもと健康診断受診の機会・提供の場を推進します。

イ 入居者の状況・ニーズ把握と適切なサービス・情報の提供

(ア) 介護保険サービス利用者の生活状態や心身状態の変化について、適宜、担当ケアマネジャーへの情報提供を行い、連携を強化していきます。さらに、要介護認定者が増加していく状況の下、体調不良時や退院時には、さくらハイツでの継続した生活を積極的に支援

するため、個々の身体・生活状況を踏まえたハイツ独自の「生活支援サービス計画書」を作成し、迅速かつ適切なサービス提供に努めていきます。また、複合施設の特徴を活かした、さくらハイツ独自のサービスを考慮したケアプランを構築し、ケアマネジャー等関係部署と連携を強化していきます。

(イ) 意見箱、懇談会、個人面談、家族との連携等の機会を通じて、入居者一人ひとりのニーズの把握に的確に努めるとともに、任意後見・成年後見制度の活用を視野に入れてサービス向上を進めます。

ウ 保健・衛生の充実

(ア) 保健師による健康相談を定期的に行い、日常生活における個別の心身の悩みやその対応方法についてのアドバイスを行います。

(イ) 緊急時の対応のため、主治医、協力医療機関、薬局との連携を図ります。

(ウ) さくら会「感染予防対策委員会」と連携し、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防と発生時の対応に必要な態勢を確保します。

エ 地震・火災等災害対策、事故防止対策の促進

平成25年度に作成した震災対応マニュアルに基づき実施します。

(ア) 安全で確実な避難が実施できるよう、他部門と連携した防災訓練を行います。

(イ) 入居者の心身機能に配慮した、個別対応の災害対策を検討し訓練します。

(ウ) 居室内の家具等の転倒防止対策について進め、災害に備えます。

(エ) 地震発災に伴う防災訓練をはじめ、消火器訓練・放送傾聴訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。

(オ) 職員による事故対策委員会（年6回）を充実させ、日常起こりうる事故発生の防止に努め、再発防止対策を検討していきます。

(4) 年間行事等予定

月	行事名	月	行事名
4月	・お花見 ・代表者運営懇談会	10月	・代表者運営懇談会 ・バスハイク・園芸に親しむ会
5月	・菖蒲湯 ・写真撮影散歩会 ・園芸に親しむ会	11月	・さくら会まつり ・インフルエンザ予防接種 ・写真撮影散歩会
6月	・代表者運営懇談会 ・入居者作品展 ・フラワーアレンジメント	12月	・代表者運営懇談会 ・フラワーアレンジメント ・クリスマス会・ゆず湯
7月	・介護の安心基金運営委員会 ・非常設備点検・写真撮影散歩会	1月	・初詣、鏡開き・高齢者作品展 ・非常設備点検・収入申告
8月	・全体運営懇談会・懇親会 ・個人面談	2月	・介護の安心基金運営委員会 ・写真撮影散歩会 ・健康診査
9月	・写真撮影散歩会 ・生活講座・DVD鑑賞会	3月	・健康講座 ・緊急通報設備点検 ・全体運営懇談会・懇親会

※ 定例的活動：健康相談(月1回)、歌の会(月1回)、デイ歌の会ウクレレボラ(月1回)、椅子体操(月2回)、寺子屋脳トレ(月2回)、茶話会(月1回)、卓球クラブ(月2回)

(5) 職員研修の充実

内部・外部研修を活用して、さくらハイツ運営に必要な知識・技術の習得や資質の向上に積極的に取り組むことにより、サービスの質の向上と効率的な組織運営に努めます。

ア 入居者の加齢に伴う心身機能の低下に対応するため、医療知識・援助技術等の向上をテーマとして取り組みます。

イ 高齢者虐待について学び、入居者の尊厳を守り、より豊かな生活を支援するため、介護保険制度・成年後見制度・障害者福祉制度・後期高齢者医療制度等についての理解を深めます。

ウ 他施設の見学や施設関係者との情報交換の場に参加します。

エ 認知症高齢者への理解と対応等、必要に応じた研修に参加し、職員の情報共有化に努めます。

オ 「法人理念を具体化するための研修制度」による研修に積極的に参加することにより、職務に対する職員の意識とサービスの向上に役立てます。

(6) 食事の提供

ア 給食委員会 年4回

イ 行事食・季節献立 ※利用者加算あり

4月 桜花見御膳

5月 端午の節句

6月 入梅（季節献立）

7月 七夕御膳

8月 懇親会（松花堂弁当等）※

9月 重陽の節句、長寿を祝う会御膳※、十五夜

10月 体育の日（季節献立）

11月 文化の日（季節献立）

12月 クリスマス会※

1月 お節料理（元旦）※

2月 節分（季節献立）

3月 桃の節句御膳、懇親会（茶話会形式）※

(7) 運営懇談会・懇親会の開催

ア 代表者運営懇談会 年4回開催

イ 全体運営懇談会・全体懇親会 年2回開催

入居者間の意見交換と交流の場を通じて、入居者ニーズを適切に把握し、サービスの向上に努めます。

(8) 介護の安心基金の運営

老人福祉法の改正により、今年度より大きな制度設計の変更を行った「介護の安心基金制度」を従来通り、健全かつ安定的な基金運用に努めていくと共に、基金加入者のニーズに見合った制度運営を検討していきます。

ア 安心基金運営委員会 年2回開催

イ 基金のケアプラン会議 適宜開催

これらの機会を通じて、基金の適切かつ安定的な運用を図り、さくらハイツでの生活継続、ケアホーム西五反田への円滑な移り住みを支援していきます。

また、安心基金の収支状況や運営委員会での審議内容等を報告し、基金加入者の安心基金への理解を深めていきます。

ウ 介護の安心基金のPRにつとめ、併せて、勉強会を実施します。特に一時的な生活支援カードの利用についての理解を図るよう努めていきます。

(9) 施設設備の維持管理

施設開設後15年が経過し、各居室内の設備（エアコン・給湯器・水洗トイレ・ガスコンロ・水周り等）の経年劣化による修理が増加していく中で、計画的な設備交換に努めていきます。

(10) 入居登録者募集の実施

平成28年度から2年間を対象とした入居登録者の募集を行います。

7 南大井在宅介護支援センター事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 介護や支援を必要とする高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた環境の下でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、ご利用者の意思及びその人らしさを尊重し、常にご利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことによって、ご利用者とそのご家族にとっての最善の利益がはかれるよう支援します。
- イ 地域特性やご利用者の状況を把握した上で、介護保険サービスだけでなく保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスが包括的かつ継続的に提供されるよう支援を行います。
- ウ 在宅での生活をトータルに支える地域に開かれた相談窓口として、ご利用者とそのご家族にとって大きな安心を得られるよう、介護支援専門員の質の向上に努めます。
- エ 町会や民生委員の方々と連携・協力します。地域での活動に参加し、継続的に「地域を知る」ことに努めるとともに、地域における自発的助け合いのしくみ作りに参画します。
- オ さくら会の事業所として、法人理念を共有するさくら会の各事業所と連携します。

(2) 平成27年度重点目標

ア 地域包括ケアの実現に向けて

地域包括ケアを実現するために、以下の視点を重視した取り組みを行います。

・総合相談支援業務の充実

地域包括ケアの実現にあたり、総合相談窓口として、在宅介護支援センターの存在の周知やより相談しやすい環境作りに努め、自助、互助、共助、公助の支援がくまなく行きわたる地域づくりを目指します。また、介護保険制度によるサービスや品川区の施策によるサービス、地域における多様な担い手による地域活動や社会資源の理解・把握に努め、地域住民への情報提供を行います。

・認知症高齢者支援の充実

「認知症専門カンファレンス」や「こころの相談事業」「認知症早期発見・早期診断推進事業」などを積極的に活用し、認知症高齢者やそのご家族が抱える課題が早期に解決できるよう支援します。また、認知症の方へのサービス提供にあたっては、法人共通の援助方針に基づき、対応します。

・地区ケア会議の充実

地域高齢者のニーズ把握、地域課題の発見、介護支援専門員一人ひとりのスキルアップを念頭に、地区ケア会議の充実をはかります。また、地域を支える居宅介護支援事業所をはじめとするサービス提供事業所や地域の民生委員等へも広く参加を呼びかけ、より多くの地域課題の解決やネットワークの構築、地域活動や社会資源の把握につとめます。

イ 運営の安定

居宅介護支援・地域包括ともに品川区との協定を踏まえながら、給付管理件数を維持します。また、居宅介護支援については法令を遵守し、特定事業所加算算定の要件を維持します。

ウ 制度改正への対応

平成27年度の制度改正に基づき、要支援者に対するサービスの総合事業化にあたっては、利用者に混乱をきたすことのないように、適切かつ円滑に進めてまいります。

また、品川区が実施する介護予防機能強化推進事業により介護予防への知識等の向上に努め

ます。

エ 品川区による、現事務所施設の耐震補強工事にともない、一年間事務所を南大井6丁目に移転します。移転にあたっては、利用者や地域住民に混乱をきたすことのないように、準備や新たな所在地の周知に万全を期します。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 相談・支援業務

(ア) 相談受付・対応

高齢者の生活に関する身近な相談窓口として、高齢者ご本人やそのご家族からの相談を受け付けます。

相談内容に応じて、利用可能なサービスや手続の紹介、介護保険の申請手続き、その他利用に必要な情報提供や制度改正についての説明を行います。

(イ) 実態把握

相談内容の客観性や高齢者ご本人・ご家族の状況を確認するために、訪問や聞き取りなどによる実態把握を行います。

(ロ) 地区ケア会議

地区ごとの実情に応じた高齢者ニーズの把握、社会資源の調整や不足する資源の把握・開発、処遇困難事例の方策の策定や担当者間の連絡調整をはかるため、地区ケア会議を主催します。

(ハ) 認知症高齢者支援

要介護高齢者のほぼ半数に認知症が認められるとされており、医療との連携を念頭に、「認知症専門カンファレンス」や「こころの相談事業」「認知症早期発見・早期診断推進事業」などを積極的に活用し、認知症高齢者やそのご家族が抱える課題が早期に解決できるよう支援します。また、介護者支援や当事者の社会参加促進の観点から、「認知症カフェ」を開催します。

(ニ) 医療との連携

心身機能の低下が認められる介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた環境で自立した日常生活を送るためには、医師・看護師・薬剤師といった医療と介護の連携が不可欠であることから、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医推進システム」の活用、品川区医師会や地域の医療機関が開催する勉強会への参加など、医療との連携を推進します。

(ホ) 権利擁護に関わる支援

地域の身近な相談・支援機関として、一人暮らしの認知症高齢者など、適切な意思決定を行うことが困難な状況にある高齢者を早期に発見し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての情報提供を行い、また関係機関との連携などの対応を行います。特に高齢者虐待や消費者被害が疑われる場合には、行政・関係機関との連携のもと、適切かつ迅速に対応します。

(ヘ) 特別養護老人ホーム入所申請支援

在宅介護の継続が困難な際には、特別養護老人ホームの入所申請の勧奨と受付、特養入所情報調整票・審査個票の作成を行います。

(コ) 苦情対応

自らのサービスに関する苦情については、苦情窓口にて受付を行い、迅速な解決を図

りつつ、サービスの質の向上につなげていきます。

イ ケアマネジメント

(ア) アセスメント実施

アセスメントの実施にあたっては、介護保険の理念である「自立支援」の考え方を重視しつつ、生活機能の改善可能性を予測、分析したうえで、ご利用者の生活全般の解決すべき課題を明確にします。

(イ) サービス担当者会議開催

アセスメントにより明確化されたご利用者の生活全般の解決すべき課題に基づいて作成された居宅サービス計画の原案を、より質の高いものへと修正がはかれるよう、サービス担当者会議を開催します。また、サービス担当者会議への医療従事者の参加を推進します。

(ウ) 居宅サービス計画作成

サービス担当者会議での担当者からの専門的意見と、ご利用者本人の意思・その人らしさが反映された居宅サービス計画を作成します。
作成にあたっては、アセスメントにより明確化されたご利用者の生活全般の課題の解決に資する計画となるよう努めます。

(エ) モニタリング実施

モニタリングの実施にあたっては、サービスの提供結果、目標が達成されているかの総括を行い、適切に評価を実施します。

ウ 地域における取り組み

(ア) 民生委員向け勉強会

高齢者の見守りや世帯調査などの活動を行う民生委員の方々向けの勉強会を、企画・開催いたします。

(イ) 「認知症サポーター養成事業出前講座」の開催

認知症高齢者にとって住みよい地域づくりのための啓発活動として、「認知症サポーター養成事業出前講座」ならびに「認知症サポーターレベルアップ事業」を開催します。

(ウ) 地域との交流・活動への参加

地域との交流を大切にするとともに、地域に住まう高齢者の把握、「気になる高齢者」や「地域課題」の発掘および、特に独居高齢者を孤立させない生活を推進する観点から、以下に掲げる活動を中心に、地域における住民活動に参加します。また、地域における新たな地域活動との関係づくりに努めます。

さくら会まつり	11月
大森駅前住宅 地域対策部主催「ゆうゆう」	毎月2回
ミニサロン「ひだまり」	年6回
南大井第四町会「豊寿会」	適宜
ライオンズマンション大森海岸	毎月1回
ハイホーム南大井	毎月1回
ニューハイツ大森、寺下ひまわりの会他	

エ 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、相談者等のプライバシーを最大限に尊重し、情報管理に万全

を期します。

(4) 会議

各種会議については、各関係機関との連携を円滑に行うため積極的に主催・参加いたします。

ア 地区ケア会議	第2木曜日（月1回）
イ 居宅介護支援事業所連絡会	第2水曜日（偶数月）
ウ 在宅介護支援センター管理者会	第2水曜日（奇数月）
エ 大井林町倶楽部運営推進会議	年6回
オ 東大井倶楽部運営推進会議	年6回
カ ふれあいサポート活動会議	年間4回
キ 第一・第二支援センター合同ミーティング	第2木曜日（月1回）
ク 民生委員協議会・懇親会	第2水曜日（1月・8月を除く）
ケ 所長・係長・主任会議	月1回

(5) 防災対策

震災対応マニュアルの周知徹底をはかり、訓練に参加します。

(6) 研修計画・人材育成

職員ごとの年間研修計画を作成し、以下に掲げる研修を中心に受講するほか、スキルアップに努めます。

- ア 品川福祉カレッジの受講
 - 認知症ケア専門コース（基礎・専門課程）
 - ケアマネジメントコース
 - 住宅改修と福祉用具活用講座
 - 医療知識専門講座
- イ 介護支援専門員基礎研修・専門研修・更新研修
- ウ 東京都地域包括支援センター職員研修
- エ 保健センター主催精神保健地域サポート講演会
- オ 東京都主任介護支援専門員研修
- カ 在宅医療サポート介護支援専門員研修
- キ 高齢者虐待防止に関する研修

(7) 他部門と連携し、積極的に実習生を受け入れます。

- 東京医療保健大学 医療保健学部看護学科
- 昭和大学医学部附属看護専門学校
- 品川区社会福祉協議会社会福祉士養成コース
- 品川介護福祉専門学校（介護福祉科）

8 南大井第二在宅介護支援センター事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 介護や支援を必要とする高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた環境の下でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、ご利用者の意思及びその人らしさを尊重し、常にご利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うことによって、ご利用者とそのご家族にとっての最善の利益がはかれるよう支援します。
- イ 地域特性やご利用者の状況を把握した上で、介護保険サービスだけでなく保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスが包括的かつ継続的に提供されるよう支援を行います。
- ウ 在宅での生活をトータルに支える地域に開かれた相談窓口として、ご利用者とそのご家族にとって大きな安心を得られるよう、介護支援専門員の質の向上に努めます。
- エ 町会や民生委員の方々と連携・協力します。地域での活動に参加し、継続的に「地域を知る」ことに努めるとともに、地域における自発的助け合いのしくみ作りに参画します。
- オ さくら会の事業所として、法人理念を共有するさくら会の各事業所と連携します。

(2) 平成27年度重点目標

ア 地域包括ケアの実現に向けて

地域包括ケアを実現するために、以下の視点を重視した取り組みを行います。

・総合相談支援業務の充実

地域包括ケアの実現にあたり、総合相談窓口として、在宅介護支援センターの存在の周知やより相談しやすい環境作りに努め、自助、互助、共助、公助の支援がくまなく行きわたる地域づくりを目指します。また、介護保険制度によるサービスや品川区の施策によるサービス、地域における多様な担い手による地域活動や社会資源の理解・把握に努め、地域住民への情報提供を行います。

・認知症高齢者支援の充実

「認知症専門カンファレンス」や「こころの相談事業」「認知症早期発見・早期診断推進事業」などを積極的に活用し、認知症高齢者やそのご家族が抱える課題が早期に解決できるよう支援します。また、認知症の方へのサービス提供にあたっては、法人共通の援助方針に基づき、対応します。

・地区ケア会議の充実

地域高齢者のニーズ把握、地域課題の発見、介護支援専門員一人ひとりのスキルアップを念頭に、地区ケア会議の充実をはかります。また、地域を支える居宅介護支援事業所をはじめとするサービス提供事業所や地域の民生委員等へも広く参加を呼びかけ、より多くの地域課題の解決やネットワークの構築、地域活動や社会資源の把握につとめます。

・医療支援関係者とのネットワーク作り

適切なケアマネジメントを行う上で、「医療との連携は不可欠な物」と捉えた、ツールの開発や、地域の医療支援関係者とのネットワーク作りに積極的に参加し、福祉関係者としての意見を発信していくことにつとめます。

イ 運営の安定

居宅介護支援・地域包括ともに品川区との協定を踏まえながら、給付管理件数を維持します。また、居宅介護支援については、法令を遵守し、特定事業所加算算定の要件を維持

します。

ウ 制度改正への対応

平成27年度の制度改正に基づき、要支援者に対するサービスの総合事業化にあたっては、利用者に混乱をきたすことのないように、適切かつ円滑に進めてまいります。

また、品川区が実施する介護予防機能強化推進事業により介護予防への知識等の向上に努めます。

(3) 平成27年度サービス計画

ア 相談・支援業務

(ア) 相談受付・対応

高齢者の生活に関する身近な相談窓口として、高齢者ご本人やそのご家族からの相談を受け付けます。

相談内容に応じて、利用可能なサービスや手続の紹介、介護保険の申請手続き、その他利用に必要な情報提供や制度改正についての説明を行います。

(イ) 実態把握

相談内容の客観性や高齢者ご本人・ご家族の状況を確認するために、訪問や聞き取りなどによる実態把握を行います。

(ロ) 地区ケア会議

地区ごとの実情に応じた高齢者ニーズの把握、社会資源の調整や不足する資源の把握・開発、処遇困難事例の方策の策定や担当者間の連絡調整をはかるため、地区ケア会議を主催します。

(ハ) 認知症高齢者支援

要介護高齢者のほぼ半数に認知症が認められるとされており、医療との連携を念頭に、「認知症専門カンファレンス」や「こころの相談事業」「認知症早期発見・早期診断推進事業」などを積極的に活用し、認知症高齢者やそのご家族が抱える課題が早期に解決できるよう支援します。

(ニ) 医療との連携

心身機能の低下が認められる介護や支援を必要とする高齢者が住み慣れた環境で自立した日常生活を送るためには、医師・看護師・薬剤師といった医療と介護との連携が不可欠であることから、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医推進システム」の活用、品川区医師会や地域の医療機関が開催する勉強会への参加など、医療との連携を推進します。

(ホ) 権利擁護に関わる支援

地域の身近な相談・支援機関として、一人暮らしの認知症高齢者など、適切な意思決定を行うことが困難な状況にある高齢者を早期に発見し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての情報提供を行い、また関係機関との連携などの対応を行います。特に高齢者虐待や消費者被害が疑われる場合には、行政・関係機関との連携のもと、適切かつ迅速に対応します。

(ヘ) 特別養護老人ホーム入所申請支援

在宅介護の継続が困難な際には、特別養護老人ホームの入所申請の勧奨と受付、特養入所情報調整票・審査個票の作成を行います。

(コ) 苦情対応

自らのサービスに関する苦情については、苦情窓口にて受付を行い、迅速な解決をはかりつつ、サービスの質の向上につなげていきます。

イ ケアマネジメント

(ア) アセスメント実施

アセスメントの実施にあたっては、介護保険の理念である「自立支援」の考え方を重視しつつ、生活機能の改善可能性を予測、分析したうえで、ご利用者の生活全般の解決すべき課題を明確にします。

(イ) サービス担当者会議開催

アセスメントにより明確化されたご利用者の生活全般の解決すべき課題に基づいて作成された居宅サービス計画の原案をより質の高いものへと修正が図れるよう、サービス担当者会議を開催します。また、サービス担当者会議への医療職の参加を推進します。

(ロ) 居宅サービス計画作成

サービス担当者会議での担当者からの専門的意見と、ご利用者本人の意思・その人らしさが反映された居宅サービス計画を作成します。作成にあたっては、アセスメントにより明確化されたご利用者の生活全般の課題の解決に資する計画となるよう努めます。

(ハ) モニタリング実施

モニタリングの実施にあたっては、サービスの提供結果、目標が達成されているかの総括を行い、適切に評価を実施します。

ウ 地域における取り組み

(ア) 民生委員向け勉強会

高齢者の見守りや世帯調査などの活動を行う民生委員の方々向けの勉強会を、企画・開催いたします。

(イ) 「認知症サポーター養成事業出前講座」の開催

認知症高齢者にとって住みよい地域づくりのための啓発活動として、「認知症サポーター養成事業出前講座」ならびに「認知症サポーターレベルアップ事業」を開催します。

(ロ) 地域との交流・活動への参加

高齢者住宅はもとより地域との交流の観点から、気軽に相談できる在宅介護支援センターとして地域における住民活動に参加します。また、地域における新たな地域活動の場づくりに努めます。

春の全国交通安全運動	4月
大井第一地区区民まつり盆踊り大会	7月
東大井林町会子どもまつり	9月
東大井林町会災害時防災倉庫整理	6月
さくら会まつり	11月
町会歳末特別警戒	12月

エ 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、相談者等のプライバシーを最大限に尊重し、情報管理に万全を期します。

(4) 会議

各種会議については、各関係機関との連携を円滑に行うために積極的に主催・参加いたします。

ア 地区ケア会議	第2木曜日（月1回）
イ 居宅介護支援事業所連絡会	第2水曜日（偶数月）
ウ 在宅介護支援センター管理者会	第2水曜日（奇数月）
エ 東大井倶楽部運営推進会議	年6回
オ 大井林町倶楽部運営推進会議	年6回
カ 第一・第二支援センター合同ミーティング	第2木曜日（月1回）
キ 民生委員協議会・懇親会	第2水曜日（1月・8月を除く）
ク 係長・主任会議	月1回

(5) 防災対策

震災対応マニュアルの周知徹底をはかり、訓練に参加します。

(6) 研修計画・人材育成

職員ごとの年間研修計画を作成し、以下に掲げる研修を中心に受講するほか、研修講師、ファシリテーター派遣など各自のスキルアップに繋がる依頼に積極的に参加します。

ア 品川福祉カレッジの受講

認知症ケア専門コース（基礎・専門課程）

ケアマネジメントコース

住宅改修と福祉用具活用講座

医療知識専門講座

イ 介護支援専門員基礎研修・専門研修・更新研修

ウ 東京都地域包括支援センター職員研修

エ 保健センター主催精神保健地域サポート講演会

オ 東京都主任介護支援専門員研修

カ 在宅医療サポート介護支援専門員研修

キ 高齢者虐待防止に関する研修

(7) 他部門と連携し、積極的に実習生を受け入れます。

東京医療保健大学 医療保健学部看護学科

昭和大学医学部附属看護専門学校

品川区社会福祉協議会社会福祉士養成コース

品川介護福祉専門学校（介護福祉科）

9 さくら会ヘルパーステーション事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア ご利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように適切な訪問介護を提供いたします。
- イ サービスの提供にあたり、目標を明確にした訪問介護計画を作成するとともに、ご利用者の状況を常に確認し状況に応じたサービスの提供に努めます。
- ウ 援助技術やマナーの向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。
- エ 地域における在宅支援の事業者として、ご利用者・ご家族から信頼されるよう日々業務の改善に努めます。
- オ 介護保険サービス提供事業所として、適切な事業運営・サービス提供を行う観点から法令遵守に努めます。

(2) 平成27年度重点目標

地域において生活されている高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を継続するための支援の充実に努めてまいります。

ア 制度改正への対応

平成27年度の制度改正に基づき、要支援者に対するサービスの総合事業化にあたっては、利用者に混乱をきたすことのないように、適切かつ円滑に進めてまいります。同時に、要介護者への対応についても、さらなる充実を図ります。

イ サービス提供

- ① 多様なニーズに対応するため、サービス提供時間帯の拡大や曜日による人員配置の格差の縮小を図れるよう、人材確保に努めます。
- ② 事業所としての本来のサービス提供地域を効率的に訪問し、訪問回数の増加に努めます。また地域を所管する在宅介護支援センターとの連携を強化します。
- ③ 認知症の方へのサービス提供にあたっては、法人共通の援助方針に基づき、対応します。
- ④ 利用者サービスの向上のため、全額自費のサービスを受入れます。
- ⑤ 訪問回数月平均1,000件を目標とするほか、要介護者への対応の充実により、予算の達成に努めます。

ウ 研修の充実

全ての職員を対象とする研修計画を立て、確実に実施します。また、職員個々のレベルに応じたOJTの実施にあたっては、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」のしくみに基づいて取り組みます。

(3) サービス計画

ア サービスの質の向上

- (ア) サービス提供責任者がご利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握するとともに、苦情・ご意見等に速やかに対応します。
- (イ) サービス提供責任者が作成する訪問介護計画書やケア手順書に記載された、目標やケア内容をヘルパーステーション全体で共有し、質の高いサービスを提供します。

ゆ) さくら会全体研修に積極的に参加するほか、事業所独自の専門研修を、全体ミーティングにおいて、定期的・計画的に実施します。また、職員個々のレベルに応じたOJTに取り組みます。

イ サービスニーズへの対応力強化

ゆ) 研修の充実や個々の登録ヘルパーの働き方の尊重など、魅力ある職場づくりを工夫し、登録ヘルパーの増員に努めます。

ゆ) 継続ご利用者の、サービス開始時設定した訪問介護計画の達成度を評価し、評価内容を利用者へ報告するとともに、変化するニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようにします。

ウ 他事業所・他機関との連携強化

他職種連携による総合的な課題解決が図れるよう、サービス担当者会議に出席いたします。また、行政や他機関、特に地域を所管する在宅介護支援センターとの連携を強化するため、利用者の状態変化やサービス利用状況等についての情報の共有を図ります。

(4) 職員研修

ア 常勤・非常勤の全ての職員を対象とする研修計画を立て実施します。

現任職員・全体ミーティング

- ・法人内研修
- ・外部研修（品川福祉カレッジ医療知識専門講座・認知症ケア専門コース他）の受講等
- ・職員個々のレベルに応じたOJT

新任職員 新人研修・部門研修・介護技術指導

イ 高齢者虐待防止に関する研修を実施します。

(5) 実習生の受け入れ

他部門と連携し、積極的に受け入れを行っていきます。

品川介護福祉専門学校（介護福祉科）

(6) 防災対策

震災対応マニュアルの周知徹底をはかり、訓練に参加します。

(7) 会議

ア 朝礼・終礼	毎日 常勤・非常勤職員 利用者情報の申し送り、業務連絡
イ 全体ミーティング	毎月第三水曜日 職員全員 事例検討、業務連絡、技術指導
ウ スタッフミーティング	随時 常勤・非常勤職員
エ 訪問介護事業所連絡会	品川区役所にて年4回

10 南大井訪問看護ステーション事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア ご利用者、ご家族が住みなれた居宅において安心して療養生活が送れるよう、各関係機関と連携を図りながら、24時間体制で看護を提供いたします。
- イ 医師の指示のもと、医療処理、医療機器の管理、難病等に対し専門的な質の高いサービスを提供いたします。
- ウ ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、訪問リハビリによる自立支援を行ないます。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 平成27年度、訪問看護・リハビリの訪問件数、合計6,200件（年間）を目指します。
- イ 看護師の人材確保をし、医療依存度の高い方やターミナル期の方などを積極的に受け入れていくことにより、看護実践力を高め、ステーション全体のモチベーションを向上させるとともに、依頼ケースに速やかに対応できるような体制作りをしていきます。
- ウ 事例検討、カンファレンスを必要時適宜行い、看護知識や技術の向上に努め、ご利用者に満足して頂ける質の高い看護を提供できるようにしていきます。
- エ 在宅での看取りが増える中、ご利用者自身やご家族の精神的不安が軽減できるよう、支援の在り方を研鑽していきます。
- オ 平成27年介護保険改正に伴う取組みとして、地域包括ケア構築を見据え、療養者・家族を中心に、地域（コミュニティ）全体を視野に入れ、多様なニーズに対応できるステーションづくりを目指します。

(3) 平成27年度サービス計画

- ア 稼働率の安定と現場における対応力の向上、平均化を図ります。
 - (ア) 各職員があらゆるご利用者にも柔軟に対応ができるよう、同行訪問を行います。
 - (イ) 複数回訪問のご利用者に対しては、チームでの対応、週1回の訪問のご利用者については、1年をめでにローテーションをしていきます。
 - (ウ) 適宜事例の検討を行い、ステーション全体で課題分析のうえ、問題解決が出来るよう一人ひとりの職員の対応力の向上、平均化を図っていきます。
 - (エ) 看護師の定着を図るため、カンファレンスなどを通して、看護師個々が抱えている問題を一緒に考える職場を作ります。
 - (オ) 看護師を確保し体制を固め、より多くの利用者さんに対応できるよう努めます。
 - (カ) 業務の効率化を図るとともに、スタッフの心身面のストレスを考慮し、訪問内容、訪問時間および訪問ルートなどを検討しながらスケジュール作成をしていきます。

イ 在宅看護・リハビリのサービスの質の向上

- (ア) 新規利用者の受入れや医療ニーズに即した対応が柔軟にできるよう、看護師の確保を図りながら、利用者のローテーション、チームケア体制を充実させていきます。
- (イ) 病状理解と共に、ご利用者が現在の心身の状況をどう感じているか、現状何を希望しどのような気持ちでいるのか、常に重視して支援していきます。

- (ウ) ご利用者の心身状況を評価して、残存している能力を刺激できるようリハビリの実施に努め、ご家族の様々な介護体制に有益となるような支援に努めていきます。
- (エ) 介護者の心身に影響する介護負担・介護上の問題を明確にし、家族本来の介護能力を十分に引き出すような介護方法のアドバイス、セルフケア能力の向上、家族支援のあり方を研鑽していきます。
- (オ) ご利用者の療養上の苦痛症状を緩和することができ、ご家族が十分な介護ができた充実感を感じていただけるような支援に努めていきます。
- (カ) 将来起こりうる病状変化や介護上の変化を予測し、看護・リハビリ計画書を作成します。事前の十分な説明をしていくことで、自己決定を促し、同意が得られるような介入の仕方を研鑽していきます。
- (キ) 主治医・ケアマネージャーへ報告・相談を密にし、他機関・他サービス事業所とのサービス調整会議等へ出席し、限られた時間での連携の仕方を工夫していきます。

ウ 看護知識や技術の向上

- (ア) 数多くの事例に触れる機会を持ち、情報交換や意見交換等により、未知なる看護の視野を開拓し、訪問看護師としてスキルアップできるよう努めます。
- (イ) 最新の医療情報や癌末期ホスピスケア、ALS難病患者ケア、人工呼吸器使用患者ケア、認知症患者ケア、精神疾患患者ケア、呼吸リハビリテーション、褥瘡ケア、嚥下障害患者ケア、口腔ケア、胃ろうケア、人工肛門ケア、リスクマネジメント等の研修に積極的に参加し、職員間で情報共有し、ケアの質の向上に努めます。
- (ウ) 在宅での看取りのケアの充実、グリーフケアを行っていきます。
- (エ) 高齢者虐待防止に関する研修を通じ、利用者の尊厳を守ります。

(4) 諸会議等

- ア ケースの申し送り : 毎夕 17:00~17:30
- イ スタッフミーティング : 月1回
- ウ 事例検討会 : 1回/2ヶ月
- エ 品川区訪問看護ステーション連絡会 : 毎月1回 第3金曜 18:30~
- オ 東京都訪問看護協議会城南ブロック会議 : 年2回
- カ 実習生の受け入れ : 東京衛生看護学部、東邦大学看護学部
東京工科看護学部等

(5) 防災訓練

震災対応マニュアルに基づき、震災への備え、訓練を実施します。

11 品川区立大井林町高齢者住宅事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、将来介護が必要になっても安心して住み続けられるように、生活支援サービスを提供します。
 - ㊦ フロントサービス
来訪者の受付や外部からの電話等の対応を行います。
 - ㊧ 生活相談
介護に関することや一般生活上の各種相談、地域や行政サービスの情報提供などを行います。
 - ㊨ 安否確認
安否確認札を定時の巡回と同時に回収し、必要時には直接様子を伺い、安否を確認します。
 - ㊩ 緊急時対応
各住戸に緊急通報装置を設置しており、通報時には迅速に対応します。
- イ その他の生活支援サービスとして、日常の生活や動作に支障のある方の希望に応じ、介護保険サービスとは別に、通院同行や買い物同行などのサービスを有料にて提供します。
- ウ 入居者の自立した生活を尊重し、自主サークルや地域活動を通じて、快適で安全な生活が送れるように支援します。また、入居者間での相互扶助が行えるよう、入居者同士の交流の機会を設けます。
- エ 入居者の身体機能に合わせて介護予防活動や介護サービス、医療サービス等を活用し、自立した生活を支援します。
- オ 入居者が、住宅や地域でのつながりを創っていただけるよう、集いや交流・出会の場となる機会を提供します。また、入居者と地域住民との、支え合いの地域づくりの促進に努めます。

(2) 平成27年度重点目標

- ア 要支援、要介護状態の入居者に関し、在宅介護支援センター、高齢者地域支援課、高齢者福祉課等、関係機関と連携を図り、安全に生活して頂けるよう環境整備・支援方法を確立していきます。また平成27年度の介護保険制度の改正、地域包括ケアに向けた住宅事業の在り方について準備をしていきます。
- イ 入居者の自立生活の継続を図るため、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、ケアセンター南大井、南大井第二在宅介護支援センター等と連携し、生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための普及啓発活動を行います。
- ウ 災害時において、入居者が安全に避難できるように、参加しやすい防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に参加するとともに、震災対応マニュアルに基づき、震災への備え、訓練を実施します。
- エ 指定管理者として法令を遵守し、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 平成27年度サービス計画

- ア 介護予防事業の推進
 - ㊦ 入居者が主体的な健康づくりを実践できるよう、個別のニーズに合わせた心身の健康づくりの場や専門的な指導やアドバイスの提供、さらには仲間づくりを進める事での閉じこも

りや孤立化の防止に努めます。

- (イ) 入居者の自主サークル活動の支援を進めるとともに、地域とのつながりを充実させ、地域・入居者間の交流の機会を広げます。また、入居者各々の意欲や豊富な経験や知識を發揮できるよう、支援します。
- (ロ) 入居者のニーズに応じた、生活上の安全・安心・健康を確保できるよう、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた包括的・継続的な支援を、南大井第二在宅介護支援センターと連携し、適切なサービス導入を図ります。

イ 入居者の状況把握と適切なサービス・情報の提供

- (ア) 入居者の心身の健康の保持・増進のために、関連する情報や機会の提供に努めます。
- (イ) 介護保険サービス利用者の生活状態や心身状態の変化について、適宜、担当ケアマネージャーへ情報提供を行います。また、南大井第二在宅介護支援センターと連携し、入居者の情報交換や支援策の検討を図ります。
- (ロ) 入居者が悪質商法等の被害者にならないよう、品川区消費者センター・警察署などの関係機関と連携を図り、情報提供に努めます。
- (ハ) 介護保険サービス、成年後見制度、医療制度、防犯、健康、福祉などについて「講座」を実施し、情報提供に努めます。
- (ニ) ご意見箱を設置し、入居者のニーズを把握して、質の高いサービス提供につなげます。

ウ 保健衛生の充実

- (ア) 健康相談、心身の悩み等の対応について、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、改善策を講じていきます。
- (イ) インフルエンザやノロウイルス等、感染症の予防と発生時の情報提供、拡大防止に努めます。

エ 地震や火災等災害対策の促進

- (ア) 安全で確実な避難が実施できるよう、地域と連携した防災訓練を行います。
- (イ) 防火意識の向上・消火訓練・避難訓練・放送傾聴訓練などを実施します。

オ 地域包括ケアの準備

事業所間の連携を密にとり、住宅入居者及び地域に向けた情報提供を行います。

(4) 年間予定

月	行事名	月	行事名
4月	・春の交通安全運動 ・さくらまつりの参加・入居者交流会	10月	・感染予防講座 ・入居者交流会
5月	・東大井林町会総会の参加 ・成年後見制度講座	11月	・大井第1地域防災訓練の参加 ・成年後見制度講座
6月	・訪看講座 ・ボランティア勉強会	12月	・東大井林町会夜警の参加 ・大井林町忘年会・入居者交流会
7月	・緊急設備点検 ・区民まつりの参加 ・入居者交流会	1月	・非常設備点検 ・東大井林町会新年会 ・入居者交流会
8月	・防犯講座 ・鮫洲八幡神社祭礼の参加	2月	・成年後見制度講座 ・自衛消防訓練
9月	・東大井林町会 子どもまつり ・総合防災訓練 ・秋の交通安全運動	3月	・消防設備点検 ・地域避難訓練に参加

(5) 職員研修の充実

- ア 内部・外部研修を活用して、大井林町高齢者住宅の運営に必要な知識・技術の習得や資質向上に積極的に取り組み、サービスの質の向上と効率的な運営に努めます。
- イ 入居者の加齢に伴う心身機能の低下に対応するため、医療知識・援助技術の向上をテーマとした、法人内部研修に参加します。
- ロ 入居者のより良い自立生活を支援するため、介護保険制度・成年後見制度・障害者福祉制度・医療制度等について理解を深めます。また地域での見守りネットワーク構築に係る研修に参加し、職場での取り組みを実施します。
- ハ 高齢者虐待防止に関する研修を通し、入居者の尊厳を守ります。
- ニ 他施設の見学や施設関係者との情報交換の場に参加します。
- ホ 「法人理念を具現化するための研修制度」による研修に参加し、サービス向上に役立てます。
- ヘ 個人情報取り扱いに関する研修に参加します。

(6) 施設設備の維持管理

施設整備に係る委託業者との連携を図りながら、施設設備の良好な維持管理に努めます。

(7) 入居待機者登録の実施

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、大井林町高齢者住宅に空きが出た場合にスムーズに入居できるように、品川区高齢者地域支援課と連携を図りながら入居待機者登録業務として一人用20人、2人用10組の募集業務を12月に行います。

12 品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム（大井林町倶楽部）

事業計画

(1) 基本サービス方針

- ア 計画作成担当者を中心に、介護職、看護職、利用者、家族の意見の調整を行い、居宅介護計画書、小規模多機能型居宅介護計画書をそれぞれ作成し、それに基づいたケアを提供いたします。
- イ 利用者の在宅での生活像を捉え、ご利用者自身が日々、意欲的に過ごしていただくため、事業所内外での支援に活かしていけるよう努めます。
- ウ 利用者一人ひとりの在宅生活における問題点を抽出し、解決に向けた関わりを職員全体で共有し、日々のケアに反映させていきます。また同様に家族が抱える介護の課題についても支援していけるように努めます。
- エ 業務上、新たに起こった問題については職員全体で話し合いの場を持つようにし、早急な解決に努めます。
- オ 実習生の受け入れを行い、後継者の育成に取り組みます。

(2) 平成27年度重点目標

指定管理者として円滑な事業運営を行うため、在宅介護支援センターや、在宅医、訪問看護、地域の民生委員と連携を図り、利用者の確保に努めます。また小規模多機能型居宅介護事業所として在宅生活を支える役割を担いつつ、重度認知症高齢者やその家族の支援を行います。そのために必要となる協力者を地域の中に創りだしていく事も行います。

平成27年度の制度改正による地域密着型サービスの方向性について情報収集を行い、地域包括ケアシステムの中の役割について準備していきます。

- ア 重度認知症高齢者の在宅生活継続のための支援を行います。
利用者が住み慣れた地域や自宅で出来る限り安全に自立した状態で暮らし続けられるよう、アセスメント力を高め、基本的な生活動作を整えるための支援をしていきます。また医療との連携を図り、利用者のケアに活かしていきます。
- イ 家族介護者への支援を行います。
家族介護者の介護における身体的・精神的負担感の解消のために気持ちの汲み取りを丁寧に行い、必要な支援を行います。
- ウ 登録利用者の『生活圏域』を重視した支援を行います。
- エ 利用者やその家族に対して「質の高いサービス」を提供していくにあたり、ケアに関する知識や技術の獲得の研修に参加し、取り組みに活かしていきます。
- オ さくら会における関係事業所との協力体制を強化します。
- カ 利用者の生活と地域社会とのつながりを大切にし、必要に応じた支援を提供します。
- キ 地域における社会資源を活用し、利用者を支えていきます。
- ク 登録定員25名に対し平均稼働率目標を92%（23名）とし、積極的に利用者の受け入れを行います。
- ケ 介護保険制度改正の内容を理解し、遵守した適切なサービスの提供に努めます。

(3) 平成27年度サービス計画

- ア 重度認知症高齢者の在宅生活継続のための支援について

(7) 「その人らしいあり方」「その人にとっての安心・快」「暮らしの中での心身の力の発揮」「その人にとっての安全・健やかさ」「なじみの暮らしの継続（環境）（関係）（生活）」を大切にしながら、当事者の人格や自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

(1) 訪問サービスでは在宅生活における課題解決の視点を持った介護計画書の内容に則って、支援を行います。

(2) 医療との連携においては、利用者の医療的心身状況の把握に努め、主治医、訪問看護事業所と連携を図り、医療・介護の連携による在宅ケアの取組を行います。

イ 家族介護者への支援について

(7) 家族会を行う中で、利用者家族間の交流や家庭介護での悩みを共有出来る場を設けながら、それぞれの家族と協力をし、家庭内の必要な支援を行います。

(1) 家族介護者を支えるための知識と技術を身に付け、関わりを深めます。

ウ 登録利用者の生活圏域を意識した支援について

(7) 登録利用者が馴染みのある場所で暮らし続けられるよう、それぞれの自宅を中心とした『日常生活圏域』に、馴染みの場所・協力者を得られるよう支援します。

(1) アセスメントを基に職員間での情報を共有し、ケアの提供を行います。

エ さくら会各事業所との協力体制について

老人保健施設ケアセンター南大井、品川区立月見橋在宅サービスセンターと連携を深め、さくら会内での協力体制強化に努めていきます。また認知症ケアについての研究会を各事業所と行い、認知症ケアの質の向上と職員のケアスキルの向上を目指します。

オ 地域との関係について

(7) 地域行事などに参加し、地域にある社会資源を活用しながら、利用者とのつながりを大切にします。

(1) 事業所の広報誌などを作成し、地域の方にも気軽に寄っていただけるよう、情報発信を積極的に行っていきます。

(2) ボランティアの受入れを積極的に行います。

カ 利用者の確保について

ケアマネージャー連絡会や地区ケア会議などに参加し、大井林町倶楽部の事業内容の説明を行い、利用者の確保に努めます。また近隣の在宅介護支援センターへは定期的な訪問を行い、事業報告や空き情報の提供を行います。

(4) 年間行事等予定

月	行事名	月	行事名
4月	・春の交通安全運動 ・さくらまつり（お花見）	10月	・地域運動会の見学、参加 ・紅葉狩り
5月	・母の日のお祝い ・保育園の訪問	11月	・地域縁日への参加 ・芋煮会
6月	・地域夏祭りへの参加 ・父の日のお祝い ・七夕飾り・家族懇親会	12月	・ゆず湯・大掃除 ・正月準備（飾りつけなど） ・年賀状作成・夜警参加
7月	・地域夏祭りへの参加 ・暑中見舞い作成 ・区民まつり（盆踊り） ・土用の丑の日	1月	・初詣、鏡開き

8月	・打ち水 ・すいかわり	2月	・節分 ・バレンタインデー
9月	・お彼岸、お墓参り ・林町こどもまつり ・秋の交通安全運動	3月	・ホワイトデー ・ひな祭り ・お花見

◎地域行事への参加、献立の工夫を以って、暦や季節感を意識し、一般的な自宅で行われるような内容を重視します。

(5) 職員研修について

職員全体での年間の研修計画を立てると共に、職員個別に研修計画も立て参加していくことで知識の獲得、技術の向上に努めていきます。

ア 内部研修

- (ア) 認知症ケア、介護技術
- (イ) 感染症研修（食中毒・インフルエンザ・ノロウィルス）
- (ウ) 計画書全般の理解について
- (エ) 普通救命・AED研修
- (オ) 高齢者虐待防止に関する研修
- (カ) 接遇、マナー研修
- (キ) 介護予防援助技術の向上
- (ク) リスクマネジメント研修
- (ケ) 記録の記入について
- (コ) チームワーク研修
- (サ) 個人情報の取り扱いに関する研修

イ 外部研修

- (ア) 品川福祉カレッジ講座（認知症ケア専門コース、基礎過程）
- (イ) デイメンティアネットワーク研究会
- (ウ) 東京都地域密着型協議会主催の研修
- (エ) 地域包括ケアに関する研修
- (オ) 家族介護者を支援するための知識や技術が獲得できる研修
- (カ) 実習指導者研修

ウ 事例発表

- (ア) 品川福祉カレッジでの事例発表
- (イ) 法人内部での事例発表

(6) 災害対策、安全確保への取り組みについて

ア 利用者の安全確保のため、年に2回の防災訓練を行っていきます。また、震災対応マニュアルに基づき、震災への備え、訓練を実施します。その他、考えられる災害発生時や悪天候時の対応について、全職員で徹底していきます。

イ 併設されている高齢者住宅や南大井第二在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、さくら会本部、地域との連携・協力体制について検討し、具体化していきます。

ウ 建築物、設備なども適切な管理・点検を実施し、有事の際にも適切な対処が行えるよう訓

練・会議を行います。

(7) 家族・地域・医療機関との連携について

- ア 2ヶ月に1回、運営推進会議を開催します。参加者へは運営状況を報告するとともに、ご家族や地域の方の意見を伺います。
- イ 利用者やその家族の意見、要望が汲み取れるようにアンケートを定期的実施します。
- ウ 2ヶ月に1回、家族会を実施し、信頼関係の構築に努めます。
- エ 主治医など地域医療機関と情報を共有し、家族への支援に努めます。